発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年10月16日
【発行者の名称】	アイテル株式会社 （Aitel Co.,Ltd.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　永田　尚
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市淀川区宮原四丁目３番12号
【電話番号】	06-6151-3601
【事務連絡者氏名】	常務取締役　管理本部長　下高原　和典
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの名称】	株式会社船井総合研究所
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員　　真貝　大介
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲二丁目２番１号 東京ミッドタウン八重洲 八重洲セントラルタワー 35階
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.funaisoken.co.jp
【電話番号】	03-6212-2921(代表)
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2025年11月18日にＴＯＫＹＯ ＰＲＯ　Ｍａｒｋｅｔへ上場する予定です。 当社は、上場に際して投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第３項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	アイテル株式会社 https://www.naviokun.com/index.html 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp

【投資者に対する注意事項】

1　ＴＯＫＹＯ　ＰＲＯ　Ｍａｒｋｅｔは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、ＴＯＫＹＯ　ＰＲＯ　Ｍａｒｋｅｔの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部　第３　４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

2　発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3　ＴＯＫＹＯ　ＰＲＯ　Ｍａｒｋｅｔにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、ＴＯＫＹＯ　ＰＲＯ　Ｍａｒｋｅｔにおいては、Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒが重要な役割を担います。ＴＯＫＹＯ　ＰＲＯ　Ｍａｒｋｅｔの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するＪ－Ａｄｖｉｓｅｒを選任する必要があります。Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるＴＯＫＹＯ　ＰＲＯ　Ｍａｒｋｅｔに係る諸規則に留意する必要があります。

4　東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第28期	第29期	第30期	第31期 (中間)
決算年月		2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年６月
売上高	(千円)	2,787,737	2,706,337	2,293,730	1,314,058
経常利益	(千円)	28,146	65,778	4,013	97,404
当期（中間）純利益	(千円)	14,249	6,851	1,744	73,534
純資産額	(千円)	499,566	502,143	513,294	586,307
総資産額	(千円)	1,113,759	1,089,573	1,192,848	1,562,588
１株当たり純資産額	(円)	1,843.42	1,852.93	1,853.05	2,116.63
１株当たり配当額 (うち１株当たり中間配当額)	(円)	15.77 (－)	7.58 (－)	1.88 (－)	－ (－)
１株当たり当期(中間)純利益	(円)	52.58	25.28	6.32	265.47
潜在株式調整後 １株当たり当期(中間)純利益	(円)	－	－	－	－
自己資本比率	(%)	44.9	46.1	43.0	37.5
自己資本利益率	(%)	2.8	1.4	0.3	13.4
株価収益率	(倍)	－	－	－	－
配当性向	(%)	30.0	30.0	29.7	－
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△16,686	133,052	105,152	206,609
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△45,119	△10,404	△15,957	△296,176
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	103,522	△70,236	109,201	180,360
現金及び現金同等物 の期末（中間期末）残高	(千円)	418,699	471,111	669,508	760,301
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	89 (9)	83 (9)	89 (6)	90 (5)

（注）１．当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第28期の期首から適用しており、第28期以降の主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

３．潜在株式調整後１株当たり当期（中間）純利益については、第28期については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第29期以降については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。

５．株価収益率については当社株式が非上場であるため記載しておりません。

６．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間平均人員を（　）内にて外数で記載しております。
７．「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第５項の規定に基づき、第30期（2024年１月１日から2024年12月31日まで）の財務諸表については、ＯＡＧ監査法人の監査を受けておりますが、第28期及び第29期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
８．「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第５項の規定に基づき、第31期（中間）（2025年１月１日から2025年６月30日まで）の中間財務諸表についてＯＡＧ監査法人の期中レビューを受けております。
９．当社は、2023年３月15日開催の臨時取締役会決議により、2023年４月12日付で普通株式１株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

２【沿革】

当社代表取締役社長である永田尚が、関西セルラー電話株式会社勤務時の経験を活かし、1995年５月にアイテル株式会社を設立し、携帯電話販売事業を開始いたしました。1996年５月に当時普及するタイミングであったカーナビ取付ビジネスで市場参入の機会があると考え、車載電装品の販売及び取付を行うナビ男くん事業を開始いたしました。その後、2009年５月に携帯電話販売事業を売却し、1996年５月に開始した車載電装品の販売及び取付を行うナビ男くん事業が主たる事業として現在に至っております。

当社の設立以降に係る経緯は以下のとおりであります。

※ナビ男くんとは、当社が自動車向け電装品販売及び取付ビジネスを開始した当初市販品のカーナビを自動車販売ディーラーへ販売・取付していたため、当社代表取締役社長である永田が命名したビジネスの名称となります。

年月	概要
1995年５月	大阪府大阪市淀川区にアイテル株式会社を設立し、携帯電話販売事業を開始
1996年５月	自動車向け電装品販売及び取付事業であるナビ男くん事業（純正Ｐｌｕｓ ｕｐビジネス）を開始
2005年12月	当社商品のＷｅｂ販売を行うアイゾウ株式会社の株式を過半数取得し、同社を子会社化
2005年12月	当社のシステム開発受託を目的としてアイシス株式会社を子会社として設立
2007年11月	ナビ男くん事業の新規ビジネスとして法人車両ビジネスを開始
2009年５月	携帯電話販売事業を営業譲渡
2019年４月	子会社のアイゾウ株式会社とアイシス株式会社の全事業と全従業員を譲受

３【事業の内容】

当社は「満足の得られる市場を創造する　Ｃｒｅａｔｅ　ｔｈｅ　ｓａｔｉｓｆｙｉｎｇ　ｍａｒｋｅｔ」を社是として経営理念を掲げ、車載電装品（当社オリジナル商品（以下、「ならでは商品」）及び市販品含む）や内装、外装品（以下、電装品等）をカーディーラー、自社ＥＣサイト、及び各大手ＥＣモールを通じて一般顧客向けに販売及び取付を行うサービス（純正Ｐｌｕｓ　ｕｐビジネス）、テレマティクス車載器、カーナビゲーションシステム(以下、カーナビ)、ドライブレコーダー（以下、ドラレコ）、ＥＴＣ車載器などの様々な車載電装品をリース会社やレンタカー会社等が保有する自動車向けに取付を行うサービス（法人車両ビジネス）を主なビジネスとする「ナビ男くん事業」を行っております。なお、当社の事業セグメントはナビ男くん事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。事業内容、当該事業に係る位置付け及び事業の系統図は以下のとおりになります。

【事業系統図】

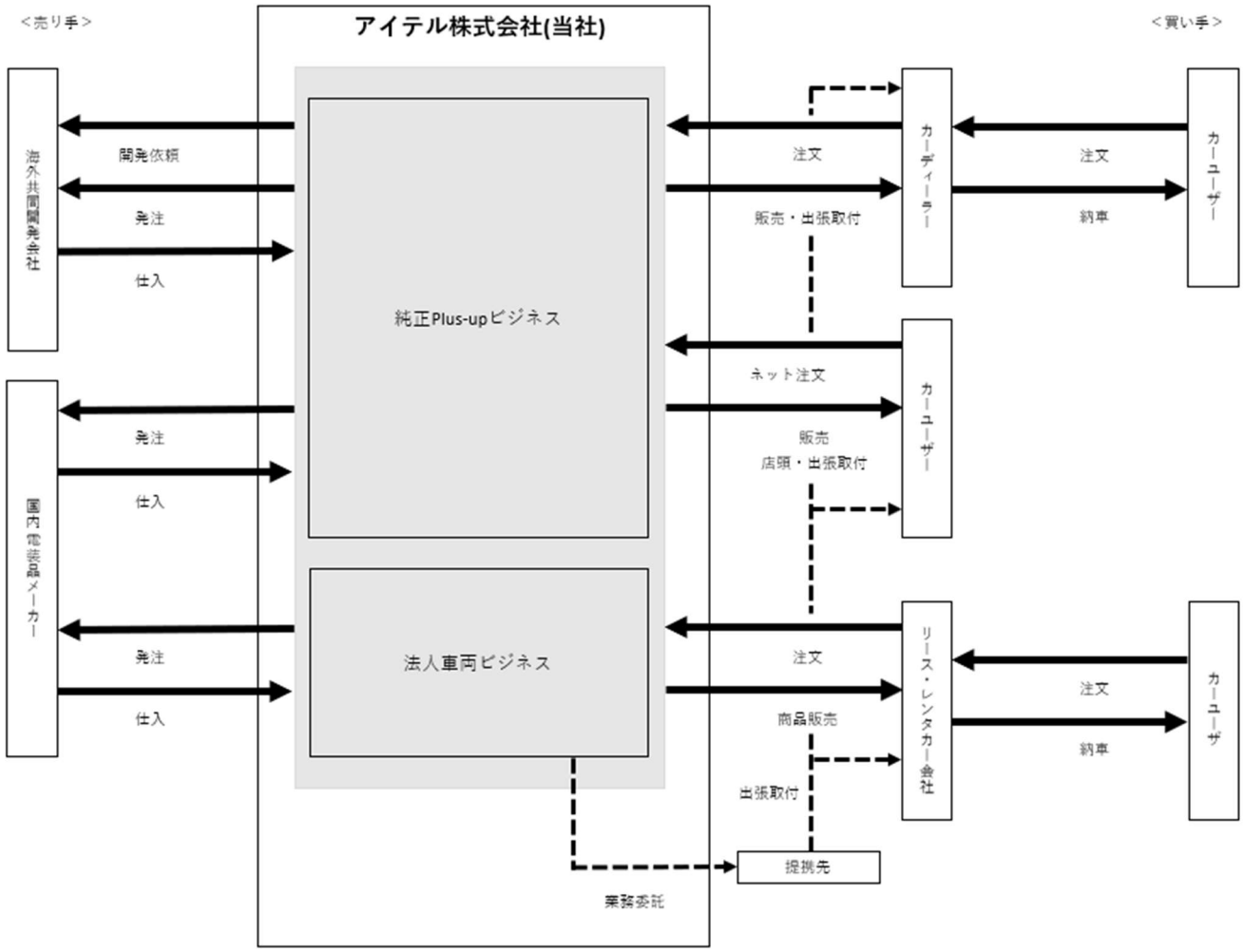

(1)　純正Ｐｌｕｓ　ｕｐビジネス

（純正Ｐｌｕｓ　ｕｐビジネスの概要）

純正Ｐｌｕｓ　ｕｐビジネスでは、自動車ユーザ（以下、顧客）に自動車メーカー純正品をより便利に、よりカッコよく使っていただけるために、ならでは商品や電装品等の開発・販売・取付を行っております。

以下、純正Ｐｌｕｓ　ｕｐビジネスを開始するまでの経緯、既存の電装品販売・取付ビジネスと異なる当社の取組みを紹介いたします。

（純正Ｐｌｕｓ　ｕｐビジネスを始めるまでの経緯）

当ビジネスを開始した当初、当社では国産自動車ディーラー向けに市販のカーナビ等の車載電装品の訪問取付を行うサービスを展開しておりました。当時、カーナビ市場の将来については、市販品からメーカー純正品へと販売の主流が

移っていくと考えており、輸入車のカーナビについてもメーカー純正品化が進むと考えておりました。

市場に対するこのような認識のもと、純正カーナビ等の電装品取付については、国産車向けよりも輸入車向け電装品の取付の方が、自動車メーカーや車種毎の販売台数が少なく大手電装品取付業者の参入がないと考えられ、また複雑な車体構造により取付方法も複雑であるため、対応できる技術者が不足しているといった参入障壁や競合となる電装品取付業者の規模が小規模であることから取付市場の獲得が可能であると認識しておりました。特に輸入車向け電装品の取付が出来る技術者を組織的に育成していくことで当社の強みになり、長期的な競争力の維持に繋がると考え、輸入車関連ビジネスを始めるに至りました。

（電装品取付技術者(業務委託者含む)の育成について）

前述のとおり、輸入車への電装品取付は複雑であり、取付経験者が少ないと考えられることから、取付技術者の育成が重要と考えており、取付技術の習得に対して様々な取組みを行っております。

例えば、顧客車両へ電装品取付を始める前に実施する当社独自のテスト（個人差がありますが、一定レベル以上の取付技術を維持するため、入社からテスト合格まで半年から１年間を要します)、基幹システム上で取付手順の共有、定期的な会議における技術情報の共有、当社独自テスト合格前後のＯＪＴ研修などの取組みを行っております。特にテスト合格までは長期間ベテラン技術者の同行教育期間を設けております。

なお、業務委託者は、電装品取付業務を行っている業者と業務委託契約を締結し、契約締結後取付水準を維持するため、正社員同様の研修期間を設けた上で、実際の取付作業を委託しております。

（ならでは商品開発を始めるまでの経緯）

当ビジネスを開始した当初、主に国産自動車ディーラー向けに市販品であるカーナビ等の電装品の訪問・取付を行っており、同時に国内の代理店を通じて、市販品のビデオインターフェイス（映像信号を出力する機器とこれを受けて表示する機器の間に取り付ける機器のことであり、当社においてはカーナビゲーションシステムの映像信号を出す機器とモニターの間に取り付ける機器のことであります。以下、インターフェイス）を仕入れて、輸入車ディーラー向けにインターフェイスの訪問取付を行っておりました。

メーカー純正品のカーナビや市販品のインターフェイスでは、バックモニタの取付、動画サブスクリプションサービスの再生などが出来ないことがあり、また内装色と異なる配色のバックモニタなど、メーカー純正品あるいはディーラーオプション品に改善できる点が多くあるとの認識のもと、これらの改善点を提供する当社ならでは商品を販売することで多くのカーユーザの支持を集めることが出来ると考え、ならでは商品開発を開始するに至りました。

（ならでは商品の開発例）

【デジタルミラー用取付器具】

国内・海外自動車メーカーにてデジタルミラーが純正品採用された車種が増えており、アフターパーツ市場での取扱いも増えている一方で以下のような問題点も発生していると当社では認識しており、これらの課題を解決するために開発を行いました。

・ミラーまわりが雑然となる

右図のように配線がむき出しになり、取付用の金具がむき出しになってしまう。

・画面が大きく前方の視界が狭くなる

12インチなどの【横長・大型モニター】では、モニターが大きく、配線や取付方法によっては、前方の視界が狭くなってしまう。

・タッチパネルが指紋だらけになる

タッチパネル式のデジタルミラーでは、直感的な操作が可能ですが、モニターに触るため、モニター表面の指紋汚れが目立ってしまう。

・地上デジタルＴＶ受信感度に影響が出ることもある
選択するデジタルミラーによっては地上デジタルＴＶの電波と干渉してしまい、受信感度に影響がでる。

・熱線が映り込む可能性がある。
車種のリアガラスの傾斜角度によっては熱線が写り込む可能性がある。

これらの問題を解決するため、当社では複数のデジタルミラーを比較検討し、国内メーカー製のデジタルミラーを採用することで、前方視界を確保し、タッチパネル指紋問題を解消し、地上デジタルＴＶ受信感度への影響を抑えました。また当社独自の専用設計オリジナルカバーやリアカメラをガラス面に近づけるオリジナル金具を開発することで雑然としたミラーまわりを解消し、熱線の映り込みを最小限に抑えました。

【オリジナルサウンドシステム　Ｂｅｓｔ２（ベストベスト)】
映画館などでも使用されているＳＲＳ（立体音響技術　Ｓｏｕｎｄ　Ｒｅｔｒｉｅｖａｌ　Ｓｙｓｔｅｍ）を搭載した本格的なカーオーディオを楽しむには高額の費用がかかるが、そこまでの費用はかけられないといった顧客向けに現実的な価格で音響のＰｌｕｓ　ｕｐを実現するために開発を行いました。サウンドアンプは、メーカー純正スピーカーをそのまま利用し、ＳＲＳを搭載し、移設も可能なアンプを開発しました。

【内装本革化サービス】
顧客の趣向に合わせ、ホーンパッド、ホーンカバーなどの自動車内装パーツに本革張りを行う完全受注制のサービスになります。これにより純正パーツでは手が届かなかった顧客のこだわりを実現させ、純正パーツを使いながら、よりカッコよくすることが出来ます。専門の本革業者と契約することで、顧客のお車の質感に合わせた配色のカスタマイズが可能となっております。

（支店網（ＣＳＢ設置）の整備（Ｓｐｅｃｉａｌ出張取付網）と出張取付）
通常自動車関連の電装品は車両を購入する際、自動車ディーラーで取り付ける、購入後自動車電装品専門店に来店して、電装品を取り付けてもらうことが通常ですが、当ビジネスの特徴として、顧客が店舗へ来店することなく、当社技術者が自宅にお伺いし、取付作業が出来ることにあります。
当社では、技術者の出張拠点を全国９か所（出張拠点含む）に設けており、これをＣＳＢと呼んでいます。ＣＳＢはＣｕｓｔｏｍｅｒ　Ｓａｔｉｓｆａｃｔｉｏｎ　Ｂａｓｅの略称で顧客満足度向上のための拠点という位置づけで、顧客が来店される場合の取付作業なども行っております。
今後、出張取付対応可能地域を拡大させるため、拠点となるＣＳＢの増設を図っていく方針であります。

拠点名	主なサービス提供エリア
関東CSB	神奈川県、静岡県
東京CSB	東京都、千葉県
北関東CSB	埼玉県、群馬県、栃木県
中部CSB	愛知県、岐阜県、三重県
関西CSB	大阪府、京都府、兵庫県
広島CSB	広島県、岡山県、山口県
九州CSB	福岡県、大分県、佐賀県、熊本県
静岡出張拠点	静岡県
仙台出張拠点	宮城県

※ＣＳＢまたは出張拠点の所在地を上図の黒丸で表しております。

（サービス向上ハガキ）

顧客のご要望・ご不満をいただくためのサービス向上ハガキを導入しております。技術者による取付作業後に、顧客へ「サービス向上ハガキ」をお渡しし、技術者の接遇や取付の出来映え等についての顧客の満足度やその他意見を記入戴くアンケートになります。返送いただいた方「全員」に御礼として飲食店商品券を漏れなく送付していることから、返信率は高く、ハガキに記載された内容は基幹システムに登録され、全従業員が確認できるようになっております。

このサービス向上ハガキは代表取締役の永田が確認し、課題と感じたものは取付技術者やオペレーションスタッフに事情を確認し、顧客への対応と共に、社内体制やルールの新設・改善を図っております。またこれらのハガキを全従業員が閲覧することで、出張作業で見えにくい当社の顧客サービスの品質の維持・確認が可能となるとともに、従業員全員が「完璧実現」を常時意識するメカニズムの構築に寄与しております。

(2)　法人車両ビジネス

（法人車両ビジネスの概要）

法人車両ビジネスにおいては、リース会社やレンタカー会社等が保有する車両に対して、テレマティクスなどの車両運行管理装置、カーナビ、バックカメラ、ドラレコ、及びＥＴＣ車載器等の取付を受託し、この取付業務を全国の当社の取付協力会社へ委託することを行っております。

車両運行管理装置の取付は、顧客とより密な情報共有が強く求められます。当社では、業務進捗状況や対応議事等を顧客と共有できる業務システムを当社システム開発部門にて開発し、大手委託元企業とともにシステム改善を行ってきました。そのシステム開発経験を活用し、現在は多数の車両運行管理装置取付を受託できるようになりました。

法人車両ビジネスの業務システムや取付協力会社についての詳細は以下のとおりです。

（業務システム）

従来、全国規模のリース会社やレンタカー会社等が車両の電装品取付を行う場合、地域毎に異なる取付業者に取付を依頼せざるを得ず、作業の進捗確認も個々の取付業者に対して行っていましたが、当社が一括受注し、当社が各地域の取付協力会社に発注することで、業務それぞれの発注業務の進捗状況全体を確認することが出来る、自社開発の受発注システムを構築しております。

（取付協力会社）

当社が取付協力会社をまとめ、電装品の取付対応が可能な地域を拡充することで、リース会社やレンタカー会社等からの電装品取付注文を一括して引き受けることができます。

４【関係会社の状況】

該当事項はありません。

５【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年９月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
91 (5)	40.6	9.9	6,013

(注) １．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、アルバイトを含む）は（　）内にて外数で記載しております。
２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
３．当社は、ナビ男くん事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３【事業の状況】

１【業績等の概要】

(1) 業績

第30期事業年度（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）

当事業年度におけるわが国の経済は、消費者態度指数は低い水準で推移し、値上げに対する姿勢は厳しいなかにあるものの、企業業績は堅調に改善しており、雇用・所得環境の改善がみられ、景気は緩やかに改善してまいりました。一方で為替相場の円安や原材料価格の高騰、東欧・中東地域における紛争の長期化、中国における不動産市況悪化による景気減速懸念、欧州経済の停滞など景気の下方修正リスクは依然として存在しており、将来的には日本経済への影響も懸念されます。

こうした環境の中で、新車業界及び中古車業界におきましては、認証不正問題等により国産車の販売台数は減少している一方、輸入車は国産メーカー車の逆輸入が増加したことから新車販売は増加しております。

2020年１月から2024年12月までの新車及び中古車販売台数は以下のとおりとなります。

乗用車販売台数推移(台)	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
輸入車(新車)	254,404	258,637	240,758	277,476	301,259
輸入車(中古車)	577,969	559,439	533,973	489,749	539,340
国産車(新車)	2,224,428	2,141,225	1,982,545	2,373,921	2,221,846
国産車(中古車)	2,764,536	2,686,340	2,505,153	2,613,990	2,658,497
国産車＋輸入車(新車)	2,478,832	2,399,862	2,223,303	2,651,397	2,523,105
国産車＋輸入車(中古車)	3,342,505	3,245,779	3,039,126	3,103,739	3,197,897

（出典：日本自動車輸入組合統計データ・一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データ）

当社におきましては、このような状況のなか、「満足の得られる市場を創造するＣｒｅａｔｅ　ｔｈｅ　ｓａｔｉｓｆｙｉｎｇ　ｍａｒｋｅｔ」という社是に基づき、今まで市場になかった、ならでは商品を世に出すことで新たなマーケットの創造に努めてまいりました。

純正Ｐｌｕｓ　ｕｐビジネスにおいては、販路別では、ディーラー向け販売は前年から引き続きインターフェイス販売が減少しておりましたが、2024年7月に実施した価格改定及び「Ａｎｄｒｏｉｄｅｒ（ＨＤＭＩ入力付きＣＡＲ　ＰＬＡＹアダプター)」などの新商品の販売が増加した結果、売上が増加いたしました。

Ｗｅｂサイト経由販売においては、輸入車向けインターフェイスの販売減少が継続しているものの、「カーセキュリティ関連商品」や「テレビキャンセラー」の拡販が功を奏し、売上が増加いたしました。

法人車両ビジネスにおいては、大手レンタカー会社の失注があったことに伴い、売上が大幅に減少いたしました。

以上の結果、当事業年度における売上高は2,293百万円（前年比△15.2%)、営業利益は４百万円（同△93.0%)、経常利益は４百万円（同△93.9%)、当期純利益は１百万円（同△74.5%）となりました。

なお、当社はナビ男くん事業の単一セグメントである為、セグメントの記載を省略しております。

第31期中間会計期間（自　2025年１月１日　至　2025年６月30日）

当中間会計期間における我が国経済は、緩やかに景気は回復しております。しかしながら、インフレの継続、米国の関税等の政策による世界的な景気後退リスクは依然として残っており、日本経済への影響も懸念されます。

こうした環境の中で、新車業界及び中古車業界におきましては、今後の米国による関税の影響が懸念されますが、6月末までは堅調な販売で推移しております。2020年１月から2024年６月までの輸入及び国産乗用車新車及び中古車販売台数は以下のとおりとなります。

乗用車販売台数推移(台)	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年 1月～6月
輸入車(新車)	254,404	258,637	240,758	277,476	301,259	171,426
輸入車(中古車)	577,969	559,439	533,973	533,729	539,340	265,373
国産車(新車)	2,224,428	2,141,225	1,982,545	2,373,921	2,221,846	1,154,108
国産車(中古車)	2,764,536	2,686,340	2,505,153	2,570,010	2,658,497	1,347,621
国産車＋輸入車(新車)	2,478,832	2,399,862	2,223,303	2,651,397	2,523,105	1,325,534
国産車＋輸入車(中古車)	3,342,505	3,245,779	3,039,126	3,103,739	3,197,837	1,612,994

（出典：日本自動車輸入組合統計データ・一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データ）

当社におきましては、このような状況のなか、「満足の得られる市場を創造するＣｒｅａｔｅ ｔｈｅ ｓａｔｉｓｆｙｉｎｇ ｍａｒｋｅｔ 」という社是に基づき、今まで市場になかったオリジナル商品を世に出すことで新たなマーケットの創造に努めてまいりました。

純正Ｐｌｕｓ ｕｐビジネスにおいては、主力輸入車ディーラー以外のディーラー向け商品の案内、営業活動の強化に努めました。

Web販売ビジネスにおいては、国産車向けインターフェースの販売減少が継続しておりますが、「デジタルミラー」・「キャンセラー」・「Ａｎｄｒｏｉｄｅｒ」・「セキュリティ関連商材」の拡販が順調に進みました。

法人車両ビジネスにおいては、新規契約の獲得が進みました。

以上の結果、当中間会計期間における売上高は1,314百万円、営業利益は98百万円、経常利益は97百万円、中間純利益は73百万円となりました。

なお、当社はナビ男くん事業の単一セグメントである為、セグメントの記載を省略しております。

また、当中間会計期間は、中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

第30期事業年度（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物は、198百万円増加し、669百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、105百万円の収入となりました。主な要因は、売上債権及び棚卸資産の減少によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、15百万円の支出となりました。主な要因は、投資有価証券の取得及び有形固定資産の取得によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、109百万円の収入となりました。主な要因は、新規借入の実施及び自己株式の売却による収入によるものであります。

第31期中間会計期間（自　2025年１月１日　至　2025年６月30日）

当中間会計期間末における現金及び現金同等物は、90百万円増加し、760百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、206百万円の収入となりました。主な要因は、税引前中間純利益の計上、賞与引当金の増加、売上債権及び棚卸資産の減少によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、296百万円の支出となりました。主な要因は、定期預金の預入及び有形固定資産の売却による収入によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、180百万円の収入となりました。主な要因は、社債の償還による支出、短期借入による収入によるものであります。

２【生産、受注及び販売の状況】

（１） 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

（２） 受注実績

受注から売上までの期間が短く、受注実績は（３）販売実績とほぼ等しいため、記載を省略しております。

（３） 販売実績

第30期事業年度（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社はナビ男くん事業の単一セグメントであるため、ビジネス区分別に記載しております。

ビジネスの名称	第30期事業年度 （自　2024年１月１日 至　2024年12月31日）	
	販売高（千円）	前年同期比 （%）
純正Ｐｌｕｓ ｕｐビジネス	1,826,683	113.9
法人車両ビジネス	467,047	43.2
合計	2,293,730	84.8

（注）１．主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第29期事業年度 （自　2023年１月１日 至　2023年12月31日）		第30期事業年度 （自　2024年１月１日 至　2024年12月31日）	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
オリックス自動車株式会社	644,420	23.8	335,858	14.6
株式会社デンソーソリューション	346,081	12.8	－	－

（注）１．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第31期中間会計期間（自　2025年１月１日　至　2025年６月30日）の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社はナビ男くん事業の単一セグメントであるため、ビジネス区分別に記載しております。また、当中間会計期間は中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期間との比較は行っておりません。

ビジネスの名称	第31期中間会計期間 （自　2025年１月１日 至　2025年６月30日）	
	販売高（千円）	前年同期比 （%）
純正Ｐｌｕｓ ｕｐビジネス	1,050,763	－
法人車両ビジネス	263,296	－
合計	1,314,058	－

（注）１．主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第31期中間会計期間 （自　2025年１月１日 至　2025年６月30日）	
	販売高(千円)	割合(%)
オリックス自動車株式会社	145,076	11.0

（注）　上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

３【対処すべき課題】

中長期的な会社の経営戦略の実現を果たすため、当社は下記の課題に取り組んでまいります。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

①人材の採用と育成

当社の出張取付サービスの拡大とサービスレベルの維持には専門知識・技能と高い接遇技能を持った人材の採用と育成が必須であり、重要課題と捉えております。当社の取付技術者は、技能面では整備士資格を持った人材の適性が高く、整備士資格を持っていない人材と比較すると技能習得に要する期間も比較的短期間となりますが、整備士人材は、その人数自体が不足していることから、自動車業界全体で人材の奪い合いの様相となっており、獲得が困難な状況となっております。このような状況のもと当社では、柔軟な勤務形態や賃金水準の改善により、採用の強化と離職率の低下を図っております。加えて、整備士人材の獲得が困難な状況であるため、未経験人材の採用も進め、研修内容を改善することで技能習得に要する期間の短縮も図っております。

また育成面については、長期間現場同行研修を行い、一定の社内技術確認試験や接遇研修を修了しなければ、顧客の車両に取付作業を行うことが出来ない仕組みとし、高いレベルのサービスの維持に努めております。

②商品開発について

当社は、「満足の得られる市場を創造する　Ｃｒｅａｔｅ　ｔｈｅ　ｓａｔｉｓｆｙｉｎｇ　ｍａｒｋｅｔ」という社是を実現するため、メーカー純正電装品をより便利にする商品や車内のインテリアをカッコよくする商品などのならでは商品の開発に取り組んでまいります。

４【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

①　電装品取付作業を行う人材の確保について

満足度の高い市場を創造する方針の基に、純正Ｐｌｕｓ　ｕｐビジネスの拡大を図っておりますが、その実現のためには、継続的に人材、特に電装品の取付を行う人材の確保が重要となっております。

これは、当社の扱う商材が主に当社ならでは商品であり、市販の電装品取付と異なっていること、また輸入車への電装品取付は一般の国産車への電装品取付と異なることから、取付難易度が高く、適切な人材が市場に乏しいためです。

当社の取付技術者が行う業務については、自動車整備士の資格は不要でありますが、技術力の背景がある同資格を持った人材からの採用が主たるルートになっております。

しかしながら、自動車業界における整備士資格を持った人材に対する採用活動は競合が激しく、期待する人材が採用できない、あるいは採用コストが増加し、売上及び利益の拡大が予定とおりに進捗しないリスクがあります。その結果、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

②　自動車販売台数が減少するリスク

当社の事業は販売された自動車に対してサービス提供をしているため、自動車の販売台数に影響を受けることになります。自動車販売台数が想定を下回った場合、当社の売上高、利益率が変動するリスクがあります。その結果、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

③　輸入車向け販売の集中

当社の純正Ｐｌｕｓ　ｕｐビジネスの売上は輸入車向けの販売が多く、輸入車向けの販売は自動車ディーラーを介して販売を行っております。そのため、輸入車の販売台数、自動車メーカー及び自動車ディーラーの施策に影響を受けることになります。輸入車の販売台数が想定を下回った場合、または自動車メーカーあるいは自動車ディーラーの方針変更によりメーカー純正品以外の取扱いが減少した場合、当社の売上高、利益率が変動するリスクがあります。その結果、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

④　競合リスク

当社が提供する商品及びサービスの市場は、概して競争的な環境にあります。大手自動車パーツの量販店をはじめ、自動車電装品取付け事業者が、当社が商品及びサービスを提供している市場で事業展開しており、提供する商品及びサービスによっては、顧客に対して、強固な取引関係やサービス提供体制を有している場合があります。また当社が顧客の求める商品及びサービスを競争力のあるコストにより提供できない場合、市場におけるシェアの喪失や顧客との取引関係の喪失に繋がるリスクがあります。その結果、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑤　商品品質の安定性に関するリスク

当社が提供する商品において、正常に稼働しない、あるいは品質に瑕疵があるなど、想定していないトラブルが多数発生した場合には、当社商品に対する信頼が低下することにより、当社の売上高、利益率が変動するリスクがあります。その結果、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑥　取付作業時のミスに関するリスク

当社技術者がお客様の車両へ商品を取り付ける場合において、取付品質が顧客様の求める水準に達しない、あるいは車両の内装が壊れるといった事態が頻発した場合、当社サービスに対する信頼が低下することにより、当社の売上高、利益率が変動するリスクがあります。その結果、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑦　半導体供給が不足するリスク

当社の商品は、その多くに半導体を使用しております。半導体市場の変動により当社取引先が半導体の調達が困難となった場合、一部商品の調達が困難になるリスクがあります。その結果、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑧　代表取締役社長への依存リスクについて

当社の創業者であり、代表取締役社長である永田尚は、当社株式を直接保有する、創業以来の最高経営責任者であります。同氏は、商品の開発アイデアの創出、経営方針や事業戦略の決定、遂行において極めて重要な役割を果たしております。何らかの事情により同氏が当社の業務を継続することが出来なくなった場合、商品開発、経営方針や事業戦略の決定、遂行に影響を及ぼす可能性があります。その結果、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑨　特定顧客への依存に関するリスク

当社の法人車両ビジネスの売上は、オリックス自動車株式会社への依存度が高くなっております。そのため、同顧客の注文状況の変動により、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります（オリックス自動車株式会社への売上高：2023 年 12 月期：約 644 百万円、2024 年 12 月期：約 335 百万円、2025 年 12 月期中間会計期間：約 145 百万円）。これに対して、当社では、他の取引先を増やす、純正 Plus up ビジネスの売上を増やすなどの対策を講じております。

⑩　共同開発会社への依存に関するリスク

当社の純正Ｐｌｕｓ　ｕｐビジネスで扱っているならでは商品の多くは、海外の共同開発会社より調達しており、開発アイデアの実現及び生産についても依存しております。そのため、同社が何らかの事情により当社商品の

開発及び生産を継続することが出来なくなった場合、ならでは商品の調達に影響を及ぼす可能性があります。その結果、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります（海外の共同開発会社からの仕入高：2023 年 12 月期：約 223 百万円、2024 年 12 月期：約 274 百万円、2025 年 12 月期中間会計期間：約 121 百万円）。これに対して、当社では、取扱商品の拡充、代替共同開発先の調査などの対策を講じております。

⑪　小規模組織であることに関するリスク

当社は、比較的小規模の組織となっており、内部管理体制もそれに応じたものとなっております。当社は今後の事業規模の拡大に応じて人員を増強し、内部管理体制の一層の充実を図っていく方針でありますが、人員等の増強が予定どおり進まなかった場合や既存の人員が社外に流出した場合、規模に応じた充分な内部管理体制が構築できない可能性があり、場合によっては、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑫　海外からの仕入にかかる為替リスクについて

当社の扱う車載電装品は一部海外取引先より仕入を行っており、その決済通貨はＵＳドルとなっているため、為替レートの変動に伴って、仕入単価が変動し、利益率が変動するリスクがあります。その結果、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑬　海外からの仕入リスクについて

当社の扱うならでは商品は、商品企画は当社が行っておりますが、開発及び製造は協力会社に委託しております。一部のならでは商品の供給は、特定の海外製造協力会社に依存しており、この製造協力会社の業績や方針の変更もしくは協力会社が属する地域で紛争等が起こった場合、安定した供給が困難となり、当社の売上高、利益率が変動するリスクがあります。その結果、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑭　仕入計画と適正在庫について

当社は、個々の商品の販売動向を基に仕入計画を立てておりますが、販売見通しとおりに販売が進まない、あるいは製造協力会社の製造リードタイムの長期化による最低発注量の増加などにより、想定している以上の在庫を保有せざるを得なくなり、当社の資金繰りの悪化や棚卸資産評価減が増加するリスクがあります。その結果、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑮　知的財産権のリスクについて

当社は、ならでは商品の開発を行っているため、特許権、実用新案権、商標権などの知的財産権を保有しており、現時点において第三者の知的財産権を侵害する事実はないと認識しております。今後も、第三者の知的財産権侵害を回避するため、弁理士等の外部専門家と連携していく方針であります。

しかしながら、当社が認識していない知的財産権が既に成立している可能性は否定できません。そのような場合、当社が第三者の知的財産権を侵害したことによる損害賠償請求や当社商品の使用差し止め、知的財産権の使用料等の支払請求がなされる可能性があります。その結果、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑯　情報管理上のリスクについて

当社は、取付技術者が顧客宅に訪問して取付作業を行うことを強みとしており、主に車両所有者の住所・氏名等の個人情報を取り扱っております。個人情報保護法の制定に伴い、当社では、個人情報保護方針、個人情報取扱規程等を制定し、継続的に基幹システムのセキュリティ強化を実施し、情報管理及びプライバシー保護に努めております。しかしながら、コンピュータウィルスの感染やサイバー攻撃などの不測の事態により、個人情報の流出等が発生し、顧客が損害を被った場合、損害賠償をしなければならないリスクがあります。その結果、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑰　同乗者施工のリスクについて

道路交通法上、車両等の運転者が、カーナビなどの画像表示用装置に表示された画像を注視する、いわゆる「ながら運転」は禁止されております。当社は、カーナビに対する同乗者施工を多数実施しておりますが、あくまで同乗者のための施工であり、法令違反とはならない認識であります。

しかしながら、カーナビへの同乗者施工がなされた車両による重大事故の頻発等により同乗者施工が社会問題となり、カーナビへの同乗者施工が禁止等された場合、当社の商品が適法でなくなる可能性があり、売上・利益が減少するリスクがあります。その結果、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑱　J-Adviser との契約の解除に関するリスクについて

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Marketに上場予定です。当社では、株式会社船井総合研究所を担当 J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2025年１月14日に株式会社船井総合研究所との間で、担当 J-Adviser契約(以下「当該契約」といいます)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒ 契約解除に関する条項＞

当社(以下「甲」という)が次のいずれかに該当する場合には、株式会社船井総合研究所(以下「乙」という)はＪ－Ａｄｖｉｓｅｒ契約(以下「本契約」という)を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、１年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日(当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「２年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下、「産競法」という。)第２条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、２年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(ａ)及び(ｂ)に定める書面に基づき行うものとする。

(ａ)次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ　法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ　産競法第２条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合
当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ　私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(ｂ)有価証券上場規程施行規則第501条第７項第５号ｂに定める、第６項に定める純資産の額が正の状態となるための計画の前提となった重要な事項等が、有価証券上場規程第402条第１号ａｊに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ　甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

ｃ　甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次のａからｃまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

ａ　次の(ａ)又は(ｂ)に定める場合に従い、当該(ａ)又は(ｂ)に定める事項に該当すること。

(ａ) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(ｂ) 甲が前号ｃに規定する合意を行った場合当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

ｂ　当該再建計画に次の(ａ)及び(ｂ)に掲げる事項が記載されていること。

(ａ) ＴＯＫＹＯ　ＰＲＯ　Ｍａｒｋｅｔに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(ｂ) 前ａの(ａ)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(ｂ)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

ｃ　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(ａ)又は(ｂ)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前(休業日を除外する。)の日

(ａ) ＴＯＫＹＯ　ＰＲＯ　Ｍａｒｋｅｔの上場株券等

(ｂ) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにＴＯＫＹＯ　ＰＲＯ　Ｍａｒｋｅｔに上場される見込みのある株券等

ｂ　甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総

会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)

c　甲が、ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第３号ｂの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(ⅰ　非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅰの２　非上場会社を子会社とする株式交付、ⅱ　会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅲ　非上場会社からの事業の譲受け、ⅳ　会社分割による他の者への事業の承継、ⅴ　他の者への事業の譲渡、ⅵ　非上場会社との業務上の提携、ⅶ　第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅷ　その他非上場会社の吸収合併又はⅰからⅶまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

ａ　甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

ｂ　甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲がＴＯＫＹＯ　ＰＲＯ　Ｍａｒｋｅｔに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた

場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)

d ＴＯＫＹＯ　ＰＲＯ　Ｍａｒｋｅｔに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e ＴＯＫＹＯ　ＰＲＯ　Ｍａｒｋｅｔに上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がＴＯＫＹＯ　ＰＲＯ　Ｍａｒｋｅｔに上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯全部取得

甲がＴＯＫＹＯ　ＰＲＯ　Ｍａｒｋｅｔに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がＴＯＫＹＯ　ＰＲＯ　Ｍａｒｋｅｔの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは株式会社東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合

＜Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒ 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

① 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り１カ月とする。)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

② 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、１カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

③ 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知する。

５【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

６【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

（１）重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

（２）財政状態の分析

第30期事業年度（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）

当事業年度末（2024年12月31日）の総資産は1,192百万円となり、前事業年度末に比べ103百万円増加いたしました。

流動資産は95百万円増加し、1,061百万円となりました。主な要因は、現金及び預金の借入による増加と、売掛金及び商品の減少によるものであります。

固定資産は前事業年度末に比べ7百万円増加し、131百万円となりました。主な要因は、有価証券の取得によるものであります。

流動負債は前事業年度末に比べ37百万円増加し、372百万円となりました。主な要因は、１年内償還予定の社債の増加と買掛金の減少によるものであります。

固定負債は前事業年度末に比べ54百万円増加し、306百万円となりました。主な要因は、長期借入金の借入による増加と社債を１年内償還予定の社債へ振替えたことによるものであります。

純資産は前事業年度末に比べ11百万円増加し、513百万円となりました。主な要因は、自己株式処分差益の増加によるものであります。

第31期中間会計期間（自　2025年１月１日　至　2025年６月30日）

当中間会計期間末（2025年６月30日）の総資産は1,562百万円となり、前事業年度末に比べ369百万円増加いたしました。

流動資産は339百万円増加し、1,400百万円となりました。主な要因は、借入の増加による現金及び預金の増加と、売掛金及び商品の減少によるものであります。

固定資産は前事業年度末に比べ30百万円増加し、162百万円となりました。主な要因は、繰延税金資産の増加によるものであります。

流動負債は前事業年度末に比べ296百万円増加し、669百万円となりました。主な要因は、短期借入金と未払法人税の増加によるによるものであります。

固定負債は前事業年度末に比べ０百万円増加し、306百万円となり、前事業年度末に比べ重要な変動はありませんでした。

純資産は前事業年度末に比べ73百万円増加し、586百万円となりました。これは、中間純利益の増加による利益剰余金の増加によるものであります。

（３）経営成績の分析

「第一部【企業情報】第３【事業の状況】１【業績等の概要】（１）業績」をご参照ください。

（４）経営成績に重要な影響を与える要因

「第一部【企業情報】第３【事業の状況】４【事業等のリスク】」をご参照ください。

（５）キャッシュ・フローの分析

「第一部【企業情報】第３【事業の状況】１【業績等の概要】（２）キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

（６）運転資本

上場予定日（2025年11月18日）から12ヶ月間の当社の運転資本は、自己資金が十分にあることから十分であると認識しております。

第４【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

第30期事業年度（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）

当事業年度における当社の主な設備投資は拠点改修工事が５百万円となり、設備投資総額は５百万円となりました。

なお、重要な設備の除却、売却等については、該当事項はございません。

当社は、ナビ男くん事業の単一セグメントでありますので、セグメント別の記載を省略しております。

第31期中間会計期間（自　2025年１月１日　至　2025年６月30日）

当中間会計期間における当社の主な設備投資は拠点改修工事が５百万円、開発用車両の導入が７百万円となり、設備投資総額は12百万円となりました。

また、重要な設備の除却、売却等については、商品開発用及び販促用として活用していた車両を６台売却し、固定資産売却益12百万円を計上いたしました。

当社は、ナビ男くん事業の単一セグメントでありますので、セグメント別の記載を省略しております。

２【主要な設備の状況】

第31期中間会計期間（自　2025年１月１日　至　2025年６月30日）

2025年６月30日現在

事業所名 （所在地）	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 （名）
		建物 及び構築物	車両運搬具	土地 （面積㎡）	その他	合計	
本社 （大阪府大阪市淀川区）	本社設備等	4,519	10,205	－	481	15,355	32(3)
関西ＣＳＢ （大阪府吹田市南金田）	電装品 取付拠点	6,416	0	－	1,436	7,853	25(1)
関東ＣＳＢ （神奈川県横浜市鶴見区）		4,061	339	－	79	4,479	11(－)
東京ＣＳＢ （東京都江戸川区）		2,140	－	－	1,347	3,487	1(－)
北関東ＣＳＢ （埼玉県戸田市）		3,528	66	－	ww216	3,811	9(－)
中部ＣＳＢ （愛知県名古屋市中村区）		5,442	0	－	0	5,442	4(1)
九州ＣＳＢ （福岡県福岡市早良区）		2,948	－	－	0	2,948	5(－)
広島ＣＳＢ （広島県広島市安佐南区）		14,058	311	－	－	14,370	2(－)
仙台出張拠点 （宮城県仙台市太白区）		－	－	－	－	－	1(－)

（注）１．従業員数は就業人員であり、パート及びアルバイトは、年間平均人員を（　）内にて外数で記載しております。

２．本社及び各CSB等は賃借しており、当中間会計期間の賃借料は37,774千円であります。

３【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第５【発行者の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	事業年度末現在発行数（株）（2024年12月31日）	公表日現在発行数（株）（2025年10月16日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,240,000	930,000	310,000	310,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,240,000	930,000	310,000	310,000	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は以下のとおりであります。

①【ストック・オプション制度の内容】

第１回新株予約権	最近事業年度末（2024年12月31日）	公表日の前月末現在（2025年9月末）
決議年月日	2023年４月24日	同左
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役　５	同左
新株予約権の数（個）	9,500　（注）１	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式　9,500　（注）１	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,910　（注）２	同左
新株予約権の行使期間	自2025年５月20日 至2033年５月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　1,910 資本組入額　955	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	―	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５	同左

(注) １．新株予約権１個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在１株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝ 調整前付与株式数× 分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{既発行株式数※＋\dfrac{新株発行(処分)株式数\times１株当たり払込金額}{新規発行前の株価}}{既発行株式数＋新株発行(処分)株式数}$$

※なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

３．新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

② 本新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した場合に限り本新株予約権を行使することができる。

③ 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（１月１日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

４．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。本項は以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限り適用される。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注）１記載の調整後付与株式数に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注）２記載の調整後行使価額に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の付与決議後２年を経過した日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、本新株予約権の付与決議後10年を経過する日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

①本新株予約権の付与を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した場合に限り本新株予約権を行使することができる。

②本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることまたは当社又は当社の子会社と顧問契約又は業務委託契約を締結している外部協力者であることを要する。但し、当社取締役の過半数（当社が取締役会設

置会社である場合は取締役会）が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

③本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

④本新株予約権者は、次に掲げるいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の1、3、9の場合を除き、当社取締役の過半数（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

1. 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
2. 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
3. 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
4. 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
5. 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
6. 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
7. 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
8. 役員又は使用人として果たすべき忠実義務等に違反した場合
9. 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

⑤本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

⑥本新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第１項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より本新株予約権者に通知する。

(7) 新株予約権の取得事由及び取得条件

①当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役の過半数をもって決定（当社が取締役会設置会社である場合は「当社取締役会が決議」と読み替える。）した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、未行使の本新株予約権の全部を無償で取得する。

②当社は、前号本文の規定にかかわらず、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が有償で取得すると決定した場合には当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。

③当社は、本新株予約権者が第11項第(2)号から第(6)号に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合又は権利行使条件が満たされないことが確定した場合若しくは本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

④当社は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場

合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第２回新株予約権	最近事業年度末（2024年12月31日）	公表日の前月末現在（2025年9月末）
決議年月日	2023年４月24日	同左
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員　81	同左
新株予約権の数（個）	21,321　（注）１	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式　21,321　（注）１	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,910　（注）２	同左
新株予約権の行使期間	自2025年５月20日 至2033年５月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　1,910 資本組入額　955	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５	同左

(注) １．新株予約権１個につき目的となる株式数は、１株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝ 調整前付与株式数× 分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額}=\text{調整前行使価額}\times\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額}=\text{調整前行使価額}\times\frac{\text{既発行株式数※}+\dfrac{\text{新株発行(処分)株式数}\times\text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数}+\text{新株発行(処分)株式数}}$$

※なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

３．新株予約権の行使の条件

① 第２回新株予約権については、新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

③ 本新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した場合に限り本新株予約権を行使することができる。

④ 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（１月１日から12月31日まで）の合計額は、

1,200万円を超えてはならない。

４．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。本項は以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限り適用される。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注）１記載の調整後付与株式数に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注）２記載の調整後行使価額に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の付与決議後２年を経過した日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、本新株予約権の付与決議後10年を経過する日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

①本新株予約権の付与を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した場合に限り本新株予約権を行使することができる。

②本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることまたは当社又は当社の子会社と顧問契約又は業務委託契約を締結している外部協力者であることを要する。但し、当社取締役の過半数（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

③本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

④本新株予約権者は、次に掲げるいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の1、3、9の場合を除き、当社取締役の過半数（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

1. 禁錮刑以上の刑に処せられた場合

2. 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

3. 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

4. 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

5. 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

6. 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

7. 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

8. 役員又は使用人として果たすべき忠実義務等に違反した場合

9. 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

⑤本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
⑥本新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第１項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より本新株予約権者に通知する。
(7) 新株予約権の取得事由及び取得条件
①当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役の過半数をもって決定（当社が取締役会設置会社である場合は「当社取締役会が決議」と読み替える。）した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、未行使の本新株予約権の全部を無償で取得する。
②当社は、前号本文の規定にかかわらず、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が有償で取得すると決定した場合には当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。
③当社は、本新株予約権者が第11項第(2)号から第(6)号に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合又は権利行使条件が満たされないことが確定した場合若しくは本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
④当社は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。
(8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。
(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

（３）【ＭＳＣＢ等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2023年４月12日（注）	309,690	310,000	－	15,500	－	－

（注） 株式分割（1：1,000）によるものであります。

（６）【所有者別状況】

2025年９月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数 100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	－	－	－	4	4	－
所有株式数（単元）	－	－	－	－	－	－	3,100	3,100	－
所有株式数の割合（％）	－	－	－	－	－	－	100.0	100.0	－

（注）自己株式33,000株は、「個人その他」に含まれております。

（７）【大株主の状況】

第三部【株式公開情報】第３【株主の状況】に記載のとおりであります。

（８）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2025年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 33,000	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 277,000	2,770	―
単元未満株式	普通株式 ―	―	―
発行済株式総数	310,000	―	―
総株主の議決権	―	2,770	―

②【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
アイテル株式会社	大阪府大阪市淀川区宮原四丁目３番12号	33,000	－	33,000	10.6
計	―	33,000	－	33,000	10.6

（９）【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権によるストック・オプション制度を採用しております。

当該制度の内容は、「（２）【新株予約権等の状況】」に記載しております。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】普通株式

（１）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	6,000	11,460,000	－	－
消却の処分を行った取得自己株式	－	－	－	－
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
保有自己株式数	33,000	－	33,000	－

3 【配当政策】

当社は、安定した収益基盤の確立と将来の事業展開のために内部留保を確保しつつ株主の皆様に対して安定的かつ継続して利益還元を実施することが重要な経営課題であると認識しております。また、内部留保資金につきましては、自己資本を充実させながら、既存事業の拡大や本業周辺事業分野への投資に備えてまいります。以上のことから、単年度の利益だけではなく過去からの剰余金や今後の事業戦略に供する資金等を総合的に勘案して、配当性向30％を目標に弾力的に配当金額を決定する方針です。配当の決定機関は、株主総会であります。

当事業年度の利益配当金につきましては、１株につき1.88円を実施いたしました。

内部留保資金につきましては、事業拡大のための設備投資や在庫投資として活用し、経営基盤の強化と事業の発展のために有効活用してまいります。

なお、中間配当については、取締役会の決議によって、毎年６月30日を基準日として実施することができる旨を定款に定めております。

決議年月日	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）
2025年３月28日 定時株主総会決議	520	1.88

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

５【役員の状況】

男性６名　女性－名(役員のうち女性の比率－%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	永田　尚	1967年３月28日	1984年４月 1985年４月 1988年４月 1989年１月 1995年５月	株式会社ホンダプリモ摂津　入社 大阪ホンダエンジン販売株式会社入社 株式会社大阪リクルート企画　入社 関西セルラー電話株式会社　入社 当社　設立 当社　代表取締役社長（現任）	（注）３	（注）５	260,000
常務取締役	管理本部長	下高原　和典	1971年２月15日	1994年４月 1997年10月 1998年９月 2021年10月 2022年１月	小椋栄和　会計事務所　入社 当社　入社 当社　取締役 当社　取締役管理本部長 当社 常務取締役管理本部長（現任）	（注）３	（注）５	10,000
取締役	－	西村 渡	1952年６月21日	1988年４月 1995年４月 2021年８月	弁護士登録 町法律事務所　入所 水都総合法律事務所　設立　所長（現任） 当社　社外取締役（現任）	（注）３	（注）５	－
取締役(監査等委員)(常勤)	－	倉田　昌彦	1959年３月26日	1983年４月 1986年４月 1999年９月 2005年８月 2006年５月 2020年４月 2021年８月 2023年３月	三菱電機マイコン機器ソフトウエア株式会社　入社 日進自動車株式会社　入社 有限会社エヌティーエル設立　代表取締役（現任） 有限会社ウエアハウス設立　代表取締役（現任） 株式会社アイシス設立　代表取締役 当社　入社　システム開発部　部長 当社　監査役 当社　取締役(監査等委員)(現任)	（注）４	（注）５	－
取締役(監査等委員)	－	塩田　浩一	1965年２月19日	1993年10月 1997年７月 2001年12月 2004年９月 2005年10月 2020年２月 2023年３月	中央監査法人　入所 公認会計士登録 クーパース・アンド・ライブランド国際税務事務所(現PwC税理士法人)　転籍 米国プライスウォーターハウスクーパースサンディエゴ事務所駐在 税理士法人中央青山（現PwC税理士法人）転籍 水都綜合会計事務所　設立（現任） 当社　社外監査役 当社　取締役(監査等委員)(非常勤)(現任)	（注）４	（注）５	－
取締役(監査等委員)	－	大門　吉俊	1955年８月31日	1981年10月 1985年７月 1986年２月 1994年７月 2007年５月 2021年４月 2023年３月	監査法人浩陽会計社入所 中央監査法人　入所 公認会計士登録 大門公認会計士事務所　開設 株式会社ドゥクタス　取締役（現任） 当社　社外監査役 当社　取締役(監査等委員)（非常勤)(現任)	（注）４	（注）５	－
計								270,000

（注）１．2023年３月30日開催の定時株主総会において、定款の変更が決議されたことにより、当社は同日をもって監査等委員会設置会社へ移行しました。

２．取締役西村渡氏、塩田浩一氏及び大門吉俊氏は、社外取締役であります。

３．取締役の任期は、2025年３月28日開催の定時株主総会終結の時から１年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

４．監査等委員である取締役の任期は、2025年３月28日開催の定時株主総会終結の時から２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

５．2024年12月期における役員報酬の総額は74,954千円を支給しております。

６【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（１）【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、社是である「満足の得られる市場を創造する　Ｃｒｅａｔｅ　ｔｈｅ　ｓａｔｉｓｆｙｉｎｇ　ｍａｒｋｅｔ」を長期的に達成するためには、現場に即応し、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制と健全かつ透明性の高い経営及びそれを監督するガバナンスとの均衡を保つことが重要と考えております。

これを実現し、株主・投資家のみならず、社員や取引先、地域社会等の全てのステークホルダーに対する説明責任を果たすため、コンプライアンス体制の充実、積極的な情報開示に取り組んでまいります。

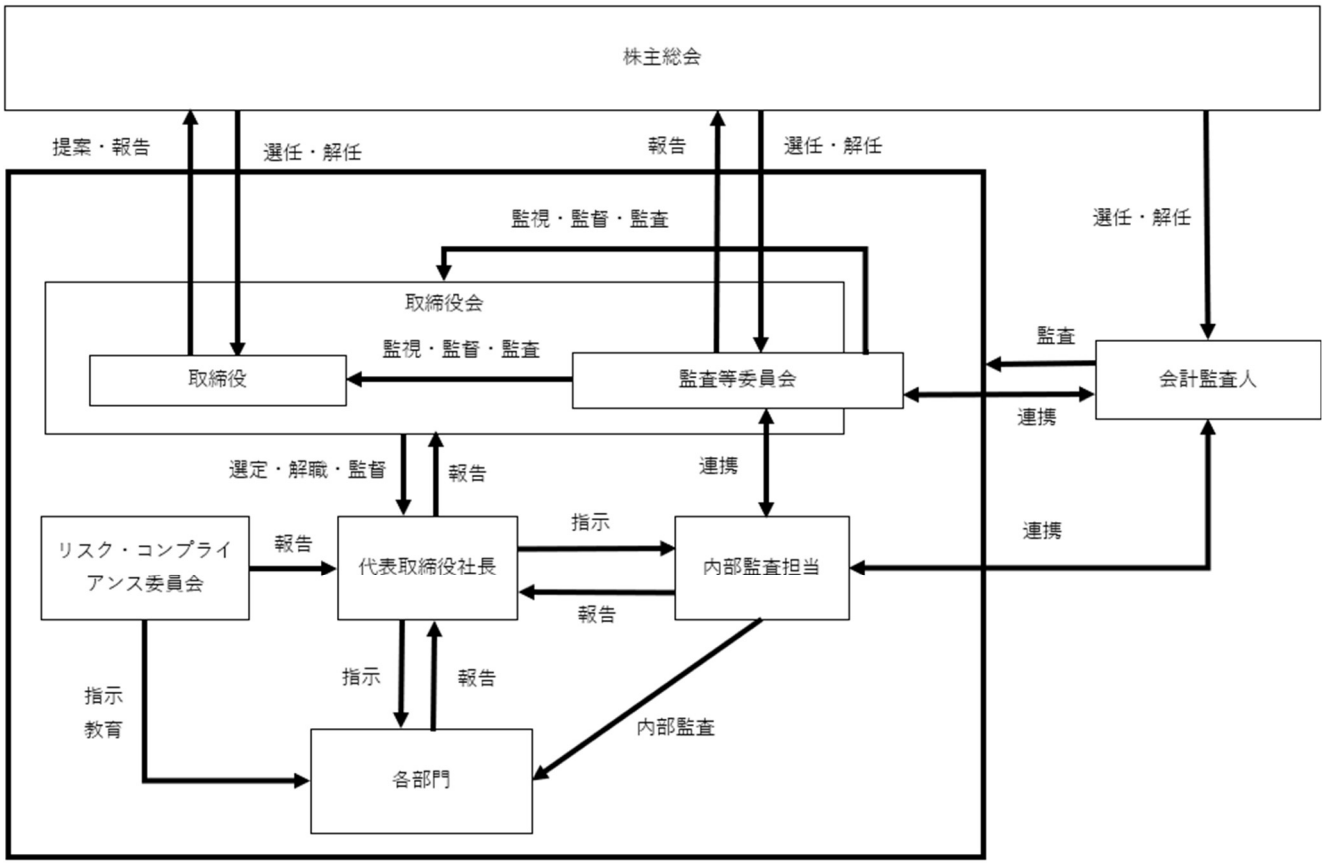

②会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

1）取締役会

取締役会は、代表取締役社長が議長を務めており、経営上の最高意思決定機関として、法令及び定款に定められた事項並びに重要な政策に関する事項を決議し、それに基づいた業務執行状況を監督しております。取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）３名（うち社外取締役１名）及び監査等委員である取締役３名（うち社外取締役２名）で構成されており、毎月１回の定時取締役会、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し、業務の意思決定及び取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行っております。

2）監査等委員会

監査等委員会は、常勤の監査等委員が議長を務めており、会計監査人や内部監査担当と連携して、取締役の職務の執行状況等についての監査を行い、取締役又は取締役会に対し監査等委員会の意見を表明するものとしております。監査等委員会は、監査等委員３名（うち社外取締役２名）で構成されております。

3）会計監査人

当社は、ＯＡＧ監査法人と監査契約を締結し、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券

上場規程の特例」第110条第５項の規定に基づき監査を受けております。なお2024年12月期において監査を執行した公認会計士は今井基喜氏、橋本公成氏の２名であり、いずれも継続監査年数は７年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士７名、その他スタッフ１名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

4）内部監査

当社は、現時点では小規模な組織体制であるため、独立した内部監査部署は設けておらず、代表取締役社長が３部署より任命した内部監査担当者５名が担当しており、自己監査とならないように分担して監査を行っております。当社の内部監査は、当社が定める「内部監査規程」に基づき、内部監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得た上で、内部監査を全部署に対して実施し、監査結果については代表取締役社長に報告する体制となっております。内部監査については、当社の業務運営が会社の経営基本方針・諸規程等に準拠し、妥当かつ効率的になされているかを監査し、監査によって業務の正常な運営と改善向上を図り、経営効率の増進に寄与することを基本方針として実施しております。なお、内部監査担当者は監査等委員、会計監査人ともそれぞれ独立した監査を実施しつつも、随時情報交換を行なうなど、相互連携による効率性の向上に努めております。

5）リスク・コンプライアンス委員会

当社のリスク・コンプライアンス委員会は、管理部門管掌取締役、常勤監査等委員、部長で構成されており、委員長は管理部門管掌取締役が務めております。原則として半期に１回開催しております。当社の経営、営業活動に内在するリスクの管理方針、未認識のリスク有無検証、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクとして開示する内容等を議論しております。なお、同委員会における議論の内容については、委員長より代表取締役社長に報告する体制としております。

6）内部統制システムの整備状況

当社の内部統制システムといたしましては、2022年８月26日開催の取締役会で次のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」について決議し（2023年３月30日に一部改訂）、全社的な統制環境の一層の整備と統制活動の円滑な推進に努めております。

a.　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ　取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行なう企業風土を構築するため、「コンプライアンス規程」を定める。

ロ　リスク・コンプライアンス委員会を設置し、当委員会において、コンプライアンス体制やリスク管理体制の構築・維持・整備にあたる。

ハ　コンプライアンスに関する情報を収集するため、相談窓口を社内外に設置し、当該相談窓口への相談内容を調査した上で、再発防止策を担当部門と協議・決定する。

ニ　監査等委員である取締役は、「監査等委員会監査等基準」に基づき、取締役の職務執行状況を監査する。法令及び定款に適合しない又はその恐れがあると判断したときは取締役会で意見を述べ、状況によりその行為の差止めを請求できる。

ホ　内部監査担当は、「内部監査規程」に基づき、当社のコンプライアンスの状況・業務の適正性及び財務会計に関する内部監査を実施し、その結果を監査等委員会及び代表取締役社長に報告する。

b.　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ　株主総会及び取締役会の議事、その他重要な情報については、法令及び「文書管理規程」他の諸規程に基づき、適切に記録し、定められた期間保存する。

ロ　上記の文書等は、取締役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。

ハ　データ化された情報については、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、適切なアクセス権限や権限管理を敷くことで機密性の確保と利用可能性の両立を図る。

c.　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ　リスク管理に関し、「リスク管理規程」を定め、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクに関する重要事項について、具体的かつ実質的な協議及び評価等を行うことで、リスクの早期発見と未然防止を図る。不測の事態が発生した場合には、管理担当役員が統括責任者として、全社的な対策を検討する。

d.　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ　取締役会は、「取締役会規程」に基づき、月１回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を招集し、法定事項・重要事項の決議及び業務執行状況の報告を行う。

ロ　「組織規程」、「職務分掌・職務権限規程」等、各種社内規程を整備し、権限委譲及び責任の明確化を図り、効率的かつ適正な職務の執行が行われる体制を構築する。

e.　監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ　監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、管理部門管掌役員は監査等委員である取締役と協議のうえ、管理部門の使用人を監査等委員会を補助すべき使用人として指名することができる。

ロ　補助すべき使用人の任命、解任、人事異動等については、監査等委員会の同意を得たうえで決定することとする。

ハ　指名された使用人への監査等委員会補助に関する指揮命令権は、監査等委員である取締役が指定する補助すべき期間中は監査等委員である取締役に移譲されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの指揮命令を受けない。

f.　取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

イ　監査等委員である取締役は、必要に応じていつでも、取締役会及びその他重要と思われる会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取する。

ロ　監査等委員である取締役は、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めることとする。

ハ　監査等委員である取締役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止し、「公益通報者保護規程」を定め、取締役及び使用人に周知徹底する。

g.　監査等委員である取締役の職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

イ　監査等委員である取締役がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員である取締役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

h.　その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

イ　取締役は、監査等委員である取締役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当、会計監査人及び外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。

ロ　監査等委員である取締役は会計監査人及び内部監査担当と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、効果的かつ効率的な監査の実施に努める。

i.　財務報告の信頼性を確保するための体制

イ　当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。

j.　反社会的勢力排除に向けた体制

イ　「反社会的勢力対応規程」を定め、反社会的勢力との取引を一切遮断するとともに、反社会的勢力からの被害を防止する体制とする。

ロ　当社は、「反社会的勢力対応規程」において、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを定め、全ての取締役及び従業員に周知徹底する。

ハ　反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部の専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

③リスク管理体制の整備状況

当社は、取締役会でのリスク管理に努めるとともに、リスクの認識、評価、対応に関する基本方針を「リスク管理規程」で定め、リスク・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、上記基本方針を実行に移しております。またリスク管理体制を強化するため、事業計画の策定、予算統制を含む「予算管理規程」、これらを監視するための内部監査の適正実施による内部統制機能の充実に取り組んでおります。

また弁護士と顧問契約を締結しており、必要に応じて法律全般についてアドバイスを受けております。

④社外取締役の状況

当社の社外取締役は３名（うち監査等委員２名）であります。

社外取締役西村渡氏は、現在水都総合法律事務所の所長を務め、当社の創業初期から顧問弁護士として、経営における法的問題の解決に携わっておりました。弁護士としての高度な法的知識を有しており、当社の業務執行につき、法律的な見地から当社の経営に適格な助言を受けることを期待し、社外取締役として選任しております。また、法律顧問の契約は解除しており、同氏と当社の間には、現在人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役塩田浩一氏及び大門吉俊氏は、公認会計士としての専門的な知識及び経験を有しており、当該知識と経験からの視点により、当社の監査体制の強化を図るべく、社外取締役として選任しております。なお、当社との間には、人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めはありませんが、独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考とし、一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外取締役を選任しており、経営の独立性を確保していると認識しております。

⑤取締役の定数

当社の取締役（監査等委員を除く）は５名以内、監査等委員である取締役は３名以内とする旨を定款に定めております。

⑥支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑦役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	55,830	55,800	－	30	2
監査等委員（社外監査等委員を除く。）	10,664	10,644	－	20	1
社外取締役（監査等委員含む）	8,460	8,400	－	60	3

（注）１．固定報酬には、複数事業主型確定給付企業年金基金への拠出額を含めております。

２．退職慰労金は、当事業年度に役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した金額であります。

⑧取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑨責任限定契約の概要

当社は、社外取締役３名と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額とし、また、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限ります。これは、職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮できるようにするためです。

⑩取締役会で決議できる株主総会決議事項

a. 中間配当

当社は、中間配当について、会社法第459条１項の規定に基づき、法令の特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることが出来る旨を定款に定めております。また中間配当の基準日を毎年６月30日として定款で定めております。

b. 取締役の責任免除

当社は、職務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに今後も引き続き優秀な人材を確保できるようにするため、会社法第426条第１項に定める任務を怠ったことによる取締役の損害賠償責任について、取締役会の決議によって、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

⑪株主総会の特別決議要件の変更

当社は、株主総会の円滑な運営を目的として、会社法第309条第２項に定める特別決議の要件について、議決権を行使することができる株主の３分の１を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫株式の保有状況

該当事項はありません。

⑬自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑭中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第５項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

（２）【監査報酬の内容等】

①【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	10,350	－

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の監査法人に対する監査報酬の決定方針としましては、当社の事業規模や業務の特性、監査法人の監査計画、監査内容、監査日数等の諸要素を総合的に勘案し、監査法人と協議のうえで監査報酬を決定しております。

第６【経理の状況】

１　財務諸表の作成方法について

（１）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

（２）当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第６項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

２　中間財務諸表の作成方法について

（１）当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。

（２）当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第６項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

３　監査証明について

（１）当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第５項の規定に基づき、当事業年度（2024年１月１日から2024年12月31日まで）の財務諸表について、ＯＡＧ監査法人による監査を受けております。

（２）当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第５項の規定に基づき、当中間会計期間（2025年１月１日から2025年６月30日まで）の中間財務諸表について、ＯＡＧ監査法人による期中レビューを受けております。

４　連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

1　【財務諸表等】

(1)　【財務諸表】

①　【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	471,111	669,508
売掛金	276,344	182,388
商品	205,600	177,277
貯蔵品	784	873
前渡金	7,530	13,008
前払費用	1,686	4,278
未収入金	2,067	7,107
その他	181	6,635
貸倒引当金	△200	－
流動資産合計	965,106	1,061,077
固定資産		
有形固定資産		
建物	63,792	73,901
減価償却累計額	△29,709	△33,315
建物(純額)	34,083	40,586
構築物	5,960	5,960
減価償却累計額	△3,810	△3,978
構築物(純額)	2,150	1,982
機械装置	500	500
減価償却累計額	△95	△149
機械装置(純額)	404	350
車両運搬具	61,396	47,448
減価償却累計額	△37,838	△33,587
車両運搬具(純額)	23,557	13,861
工具、器具及び備品	18,166	17,838
減価償却累計額	△15,891	△16,762
工具、器具及び備品(純額)	2,275	1,076
土地	148	148
有形固定資産合計	62,619	58,006
投資その他の資産		
投資有価証券	－	10,000
入会金	5,175	5,175
差入保証金	27,386	26,905
長期前払費用	248	1,591
繰延税金資産	29,037	30,092
投資その他の資産合計	61,847	73,764
固定資産合計	124,467	131,770
資産合計	1,089,573	1,192,848

（単位：千円）

	前事業年度 （2023年12月31日）	当事業年度 （2024年12月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	94,719	77,297
１年内償還予定の社債	－	50,000
１年内返済予定の長期借入金	204	204
未払費用	98,843	102,787
未払法人税等	5,534	849
未払消費税等	23,558	20,739
契約負債	76,276	83,333
預り金	9,715	7,969
賞与引当金	26,780	29,678
その他	51	51
流動負債合計	335,683	372,910
固定負債		
社債	50,000	－
長期借入金	200,680	300,476
役員退職慰労引当金	1,066	1,176
その他	－	4,991
固定負債合計	251,746	306,643
負債合計	587,429	679,554
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,500	15,500
資本剰余金		
その他資本剰余金	－	10,571
資本剰余金合計	－	10,571
利益剰余金		
利益準備金	3,956	3,956
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	488,461	488,152
利益剰余金合計	492,418	492,109
自己株式	△5,775	△4,886
株主資本合計	502,143	513,294
純資産合計	502,143	513,294
負債純資産合計	1,089,573	1,192,848

【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	当中間会計期間 （2025年６月30日）
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,060,301
売掛金	166,388
商品	153,166
貯蔵品	1,082
前渡金	7,514
前払費用	8,314
未収入金	3,084
その他	246
流動資産合計	1,400,097
固定資産	
有形固定資産	
建物	76,434
減価償却累計額	△ 35,216
建物（純額）	41,217
構築物	5,960
減価償却累計額	△ 4,061
構築物（純額）	1,899
機械装置	500
減価償却累計額	△ 172
機械装置（純額）	327
車両運搬具	21,935
減価償却累計額	△ 11,012
車両運搬具（純額）	10,923
工具、器具及び備品	20,593
減価償却累計額	△ 17,359
工具、器具及び備品（純額）	3,234
土地	148
有形固定資産合計	57,749
投資その他の資産	
投資有価証券	10,000
入会金	5,175
差入保証金	30,900
長期前払費用	1,443
繰延税金資産	57,221
投資その他の資産合計	104,740
固定資産合計	162,490
資産合計	1,562,588

（単位：千円）

	当中間会計期間 （2025年６月30日）
負債の部	
流動負債	
買掛金	75,065
短期借入金	231,000
１年内返済予定の長期借入金	204
未払費用	86,884
未払法人税等	63,776
未払消費税等	28,546
契約負債	93,250
預り金	4,288
賞与引当金	86,511
その他	40
流動負債合計	669,567
固定負債	
長期借入金	300,357
役員退職慰労引当金	1,332
その他	5,023
固定負債合計	306,712
負債合計	976,280
純資産の部	
株主資本	
資本金	15,500
資本剰余金	
その他資本剰余金	10,571
資本剰余金合計	10,571
利益剰余金	
利益準備金	3,956
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	561,166
利益剰余金合計	565,122
自己株式	△ 4,886
株主資本合計	586,307
純資産合計	586,307
負債純資産合計	1,562,588

② 【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2023年１月１日 至 2023年12月31日）	当事業年度 （自 2024年１月１日 至 2024年12月31日）
売上高	※１ 2,706,337	※１ 2,293,730
売上原価	※２ 1,798,588	※２ 1,440,204
売上総利益	907,749	853,525
販売費及び一般管理費	※３※４ 840,385	※３※４ 848,797
営業利益	67,364	4,727
営業外収益		
受取利息	4	36
有価証券利息	－	28
助成金収入	－	600
受取保険料	1,061	680
その他	637	1,769
営業外収益合計	1,703	3,116
営業外費用		
支払利息	2,940	3,695
社債利息	70	35
為替差損	－	39
その他	278	60
営業外費用合計	3,289	3,830
経常利益	65,778	4,013
特別利益		
固定資産売却益	※５ 162	※５ 145
特別利益合計	162	145
特別損失		
店舗閉鎖損失	8,389	－
棚卸資産廃棄損	32,890	－
固定資産除却損	※６ 11,289	－
その他	1,324	－
特別損失合計	53,894	－
税引前当期純利益	12,046	4,159
法人税、住民税及び事業税	7,930	3,469
法人税等調整額	△2,735	△1,054
法人税等合計	5,195	2,414
当期純利益	6,851	1,744

【売上原価明細書】

	前事業年度 （自 2023年１月１日 至 2023年12月31日）		当事業年度 （自 2024年１月１日 至 2024年12月31日）	
区分	金額（千円）	構成比 （%）	金額（千円）	構成比 （%）
Ⅰ　商品原価	1,006,195	55.9	962,281	66.8
期首商品棚卸高	240,059		205,600	
当期商品仕入高	971,736		933,958	
期末商品棚卸高	205,600		177,277	
Ⅱ　労務費	170,041	9.5	189,773	13.2
Ⅲ　外注費	622,350	34.6	288,149	20.0
売上原価	1,798,588	100.0	1,440,204	100.0

【中間損益計算書】

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自 2025年１月１日 至 2025年６月30日）
売上高	1,314,058
売上原価	759,104
売上総利益	554,954
販売費及び一般管理費	※１ 456,362
営業利益	98,592
営業外収益	
受取利息	226
有価証券利息	15
受取保険料	158
その他	605
営業外収益合計	1,006
営業外費用	
支払利息	2,115
社債利息	5
その他	72
営業外費用合計	2,194
経常利益	97,404
特別利益	
固定資産売却益	12,798
特別利益合計	12,798
税引前中間純利益	110,202
法人税、住民税及び事業税	63,797
法人税等調整額	△ 27,129
法人税等合計	36,668
中間純利益	73,534

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2023年１月１日　至　2023年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	15,500	－	－
当期変動額			
剰余金の配当	－	－	－
当期純利益	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－
当期末残高	15,500	－	－

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
		繰越利益剰余金				
当期首残高	3,956	485,884	489,841	△5,775	499,566	499,566
当期変動額						
剰余金の配当	－	△4,274	△4,274	－	△4,274	△4,274
当期純利益	－	6,851	6,851	－	6,851	6,851
当期変動額合計	－	2,576	2,576	－	2,576	2,576
当期末残高	3,956	488,461	492,418	△5,775	502,143	502,143

当事業年度(自　2024年１月１日　至　2024年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	15,500	－	－
当期変動額			
剰余金の配当	－	－	－
当期純利益	－	－	－
自己株式の処分	－	10,571	10,571
当期変動額合計	－	10,571	10,571
当期末残高	15,500	10,571	10,571

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
		繰越利益剰余金				
当期首残高	3,956	488,461	492,418	△5,775	502,143	502,143
当期変動額						
剰余金の配当	－	△2,054	△2,054	－	△2,054	△2,054
当期純利益	－	1,744	1,744	－	1,744	1,744
自己株式の処分	－	－	－	888	11,460	11,460
当期変動額合計	－	△309	△309	888	11,150	11,150
当期末残高	3,956	488,152	492,109	△4,886	513,294	513,294

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自　2025年１月１日　至　2025年６月30日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	15,500	10,571	10,571
当中間期変動額			
剰余金の配当	－	－	－
中間純利益	－	－	－
当中間期変動額合計	－	－	－
当中間期末残高	15,500	10,571	10,571

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
		繰越利益剰余金				
当期首残高	3,956	488,152	492,109	△4,886	513,294	513,294
当中間期変動額						
剰余金の配当	－	△520	△520	－	△520	△520
中間純利益	－	73,534	73,534	－	73,534	73,534
当中間期変動額合計	－	73,013	73,013	－	73,013	73,013
当中間期末残高	3,956	561,166	565,122	△4,886	586,307	586,307

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2023年１月１日 至 2023年12月31日）	当事業年度 （自 2024年１月１日 至 2024年12月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	12,046	4,159
減価償却費	16,037	12,915
貸倒引当金の増減額(△は減少)	200	△200
賞与引当金の増減額(△は減少)	△2,022	2,898
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	1,066	110
契約負債の増減額(△は減少)	△2,190	7,056
受取利息及び受取配当金	△4	△65
支払利息及び社債利息	3,011	3,730
固定資産売却損益(△は益)	△162	△145
固定資産除却損	11,289	－
売上債権の増減額(△は増加)	△12,903	93,956
棚卸資産の増減額（△は増加)	37,361	30,574
仕入債務の増減額(△は減少)	18,907	△17,422
未払消費税等の増減額(△は減少)	15,970	△2,819
その他の増減	32,112	△16,353
小計	130,720	118,395
利息及び配当金の受取額	4	65
利息の支払額	△3,047	△3,730
法人税等の支払額	△3,227	△9,577
法人税等の還付額	8,602	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	133,052	105,152
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△13,578	△5,713
有形固定資産の売却による収入	162	145
投資有価証券の取得による支出	－	△10,000
その他	3,011	△389
投資活動によるキャッシュ・フロー	△10,404	△15,957
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	1,000	100,000
長期借入金の返済による支出	△962	△204
社債の償還による支出	△66,000	－
自己株式の処分による収入	－	11,460
配当金の支払額	△4,274	△2,054
財務活動によるキャッシュ・フロー	△70,236	109,201
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	52,411	198,396
現金及び現金同等物の期首残高	418,699	471,111
現金及び現金同等物の期末残高	※１ 471,111	※１ 669,508

【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自　2025年１月１日 至　2025年６月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	110,202
減価償却費	4,769
賞与引当金の増減額（△は減少）	56,833
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	156
契約負債の増減額（△は減少）	9,917
受取利息及び受取配当金	△ 242
支払利息及び社債利息	2,121
有形固定資産売却損益（△は益）	△ 12,798
売上債権の増減額（△は増加）	15,999
棚卸資産の増減額（△は増加）	24,110
仕入債務の増減額（△は減少）	△ 2,231
未払消費税等の増減額	7,806
その他	△ 8,593
小計	208,051
利息及び配当金の受取額	138
支払利息及び社債利息の支払額	△ 2,133
法人税等の支払額	△ 870
法人税等の還付額	1,423
営業活動によるキャッシュ・フロー	206,609
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△ 300,000
有形固定資産の取得による支出	△ 12,694
有形固定資産の売却による収入	20,980
敷金及び保証金の差入による支出	△ 5,000
敷金及び保証金の返還による収入	510
その他	27
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 296,176
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（△は減少）	231,000
長期借入金の返済による支出	△ 119
社債の償還による支出	△ 50,000
配当金の支払額	△ 520
財務活動によるキャッシュ・フロー	180,360
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	90,792
現金及び現金同等物の期首残高	669,508
現金及び現金同等物の期末残高	※１　760,301

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．資産の評価基準及び評価方法

（１）有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

（２）棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	３～34年
構築物	15年
機械装置	15年
車両運搬具	６年
工具、器具及び備品	２～15年

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当期の負担に属する額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

(1) 商品の販売に係る収益認識

商品の販売に係る収益は、主に車載電装品等の取付による販売であり、顧客との販売契約に基づいて車載電装品等の取付の履行義務を負っております。当該履行義務は、車載電装品等の取付が完了し、顧客が当該車載電装品等に対する支配を獲得して充足されると判断し、商品の取付及び納品完了時点で収益を認識しております。これに関して重大な金融要素や、重要な対価の変動性、重要な変動対価の見積り等はありません。

(2) 製品保証に係る収益認識

当社は、商品販売時に有償で３年間の製品保証を提供しており、製品保証対価を３年間で期間按分して、収益を認識しております。

５．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）
該当事項はありません。

（会計方針の変更）
該当事項はありません。

（未適用の会計基準等）
（リースに関する会計基準等）
・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）
・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）等

(1) 概要
企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日
2028年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響
「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）
1　当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行11行と当座貸越契約または貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
当座貸越極度額	1,050,000千円	1,800,000千円
貸出コミットメント	650,000 〃	－ 〃
借入実行残高	－ 〃	－ 〃
差引額	1,700,000千円	1,800,000千円

なお、上記の貸出コミットメントライン契約には、当社の貸借対照表における純資産の一定水準の維持並びに損益計算書における営業利益または経常利益の確保を内容とする財務制限条項が付されております。

（損益計算書関係）
※１　顧客との契約から生じる収益
売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※２　期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前事業年度 （自　2023年１月１日 至　2023年12月31日）	当事業年度 （自　2024年１月１日 至　2024年12月31日）
42,087千円	44,885千円

※３　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2023年１月１日 至　2023年12月31日）	当事業年度 （自　2024年１月１日 至　2024年12月31日）
給料及び手当	264,125千円	269,688千円
役員退職慰労金繰入額	1,066 〃	110 〃
賞与引当金繰入額	17,993 〃	16,584 〃
減価償却費	16,037 〃	12,915 〃
おおよその割合		
販売費	16.4 %	17.9%
一般管理費	83.6 〃	82.1 〃

※４　一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

前事業年度 （自　2023年１月１日 至　2023年12月31日）	当事業年度 （自　2024年１月１日 至　2024年12月31日）
6,126千円	6,772千円

※５　固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2023年１月１日 至　2023年12月31日）	当事業年度 （自　2024年１月１日 至　2024年12月31日）
車両運搬具	162千円	145千円
計	162千円	145千円

※６　固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2023年１月１日 至　2023年12月31日）	当事業年度 （自　2024年１月１日 至　2024年12月31日）
建物	8,555千円	－ 千円
構築物	2,168 〃	－ 〃
工具、器具及び備品	565 〃	－ 〃
計	11,289千円	－ 千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2023年１月１日　至　2023年12月31日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）１、２．	310	309,690	－	310,000
合計	310	309,690	－	310,000
自己株式				
普通株式（注）１、３．	39	38,961	－	39,000
合計	39	38,961	－	39,000

（注）１．当社は、2023年４月12日付で普通株式１株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

２．普通株式の発行済株式総数の増加309,690株は株式分割によるものであります。

３．普通株式の自己株式数の増加38,961株は株式分割によるものであります。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての第１回新株予約権	－	－	－	－	－	（注）
提出会社	ストック・オプションとしての第２回新株予約権	－	－	－	－	－	（注）
合計		－	－	－	－	－	（注）

（注）当社はストック・オプションの付与日時点において未公開企業であり、付与時の単位当たりの本源的価値は０円であるため、当事業年度末残高はありません。

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年３月30日定時株主総会	普通株式	4,274	15,774	2022年12月31日	2023年３月31日

（注）2023年４月12日付で普通株式１株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。「１株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年３月28日定時株主総会	普通株式	2,054	利益剰余金	7.58	2023年12月31日	2024年３月29日

当事業年度(自　2024年１月１日　至　2024年12月31日)

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	310,000	－	－	310,000
合計	310,000	－	－	310,000
自己株式				
普通株式（注）１	39,000	－	6,000	33,000
合計	39,000	－	6,000	33,000

（注）１．　普通株式の自己株式数の減少6,000株は、自己株式の処分によるものであります。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての第１回新株予約権	－	－	－	－	－	(注)
提出会社	ストック・オプションとしての第２回新株予約権	－	－	－	－	－	(注)
合計		－	－	－	－	－	(注)

(注)当社はストック・オプションの付与日時点において未公開企業であり、付与時の単位当たりの本源的価値は０円であるため、当事業年度末残高はありません。

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年３月28日定時株主総会	普通株式	2,054	7.58	2023年12月31日	2024年３月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年３月28日定時株主総会	普通株式	520	利益剰余金	1.88	2024年12月31日	2025年３月31日

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自 2023年１月１日 至 2023年12月31日）	当事業年度 （自 2024年１月１日 至 2024年12月31日）
現金及び預金	471,111千円	669,508千円
預入期間が３か月を超える定期預金	－ 〃	－ 〃
現金及び現金同等物	471,111千円	669,508千円

（リース取引関係）

（借主側）

１．ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

２．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入や社債により資金を調達する方針であります。

デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、当社の商品仕入に伴う取引基本契約に基づくもの等で、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払費用は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に運転資金又は設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後４年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、販売管理規程及び与信管理規程に従い、営業部が主要な取引先の状況をモニタリングし、財務経理部が取引先ごとの期日及び残高を管理するとともに、定期的に回収状況に関するモニタリングを行うことにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち25.8%が特定の大口顧客に対するものであります。

２　金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2023年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 社債	50,000	49,367	△632
(2) 長期借入金	200,884	199,540	△1,343
負債計	250,884	248,907	△1,976

当事業年度(2024年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	10,000	9,812	△188
資産計	10,000	9,812	△188
(1) 社債	50,000	49,529	△470
(2) 長期借入金	300,680	295,814	△4,865
負債計	350,680	345,344	△5,335

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「預り金」は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 長期借入金には１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(*3) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度	当事業年度
差入保証金	27,386	26,905
入会金	5,175	5,175
合計	32,561	32,080

(注) １．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2023年12月31日)

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	471,111	－	－	－
売掛金	276,344	－	－	－
未収入金	2,067	－	－	－
合計	749,522	－	－	－

当事業年度(2024年12月31日)

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	669,508	－	－	－
売掛金	182,388	－	－	－
未収入金	7,107	－	－	－
投資有価証券 満期保有目的の債券 (1)国債・地方債等	－	10,000	－	－
合計	859,003	10,000	－	－

(注) ２．社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2023年12月31日)

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
社債	－	50,000	－	－	－	－
長期借入金	204	204	204	200,204	68	－
合計	204	50,204	204	200,204	68	－

(*1) 長期借入金には１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当事業年度(2024年12月31日)

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
社債	50,000	－	－	－	－	－
長期借入金	204	204	300,204	68	－	－
合計	50,204	204	300,204	68	－	－

(*1) 長期借入金には１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2023年12月31日)

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
(1) 社債	－	49,367	－	49,367
(2) 長期借入金	－	199,540	－	199,540
負債計	－	248,907	－	248,907

(*1) 長期借入金には１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当事業年度(2024年12月31日)

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
(1) 投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	－	9,812	－	9,812
資産計	－	9,812	－	9,812
(1) 社債	－	49,529	－	49,529
(2) 長期借入金	－	295,814	－	295,814
負債計	－	345,344	－	345,344

(*1) 長期借入金には１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

国債・地方債については、証券会社が算出した評価金額に基づいておりますが、当社が保有している債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

社債及び長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

１．満期保有目的の債券

前事業年度（2023年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2024年12月31日）

	種類	貸借対照表 計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	（１）国債・地方債等	10,000	9,812	△188
	合計	10,000	9,812	△188

２．その他有価証券

該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、2023年５月より福祉はぐくみ企業年金基金に加入しております。当該企業年金基金は、複数事業主制度の確定給付企業年金制度であり、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度であることから、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

２．複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の確定給付年金制度への要拠出額は、前事業年度8,069千円、当事業年度13,144千円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	前事業年度 （2023年３月31日現在）	当事業年度 （2024年３月31日現在）
年金資産の額	16,681百万円	27,630百万円
年金財政計算上の数理債務の額	16,754　〃	27,430　〃
差引額	△72百万円	200百万円

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社の割合

前事業年度　－％　（自2022年４月１日　至2023年３月31日）

当社は、福祉はぐくみ企業年金基金の直近の決算日（2023年３月末）後に加入しているため、当社の割合はありません。

当事業年度　　0.0％　　（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

(3) 補足説明

上記（1）の差引額の主な要因は、剰余金（運用損益）の発生によるものです。

（ストック・オプション等関係）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　　５名	当社従業員　　81名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　9,500株	普通株式　21,321株
付与日	2023年５月22日	2023年５月22日
権利確定条件	「第５　発行者の状況　１株式等の状況（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第５　発行者の状況　１株式等の状況（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自2025年５月20日 至2033年５月19日	自2025年５月20日 至2033年５月19日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2024年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
権利確定前　（株）		
前事業年度末	9,500	20,867
付与	－	－
失効	－	270
権利確定	－	－
未確定残	9,500	20,597
権利確定後　（株）		

前事業年度末	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
未行使残	－	－

②単価情報

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
権利行使価格　（円）	1,910	1,910
行使時平均株価　（円）	－	－
付与日における公正な評価単価（円）	－	－

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点においては、未公開企業のため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、DCF 法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)、類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案し算定した評価額に基づく単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額　－千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額　－千円

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な要因別の内訳

繰延税金資産	前事業年度（2023年12月31日）	当事業年度（2024年12月31日）
賞与引当金	9,251千円	10,252千円
未払社会保険料	1,505 〃	1,545 〃
契約負債	2,908 〃	2,320 〃
棚卸資産評価損	14,539 〃	15,506 〃
その他	2,669 〃	3,964 〃
繰延税金資産小計	30,875千円	33,590千円
評価性引当額	1,838 〃	1,891 〃
繰延税金資産合計	29,037千円	31,699千円
繰延税金負債合計	－千円	1,607千円
繰延税金資産純額	29,037千円	30,092千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （2023年12月31日）	当事業年度 （2024年12月31日）
法定実効税率	34.6%	34.6%
（調整）		
住民税均等割	5.8	39.6
評価性引当額増減	5.9	1.3
中小法人軽減税率適用による影響	△3.1	△15.0
その他	△0.4	△2.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.7	58.1

（資産除去債務関係）

資産除去債務関係は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、ナビ男くん事業の単一セグメントでありますが、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
一時点で移転される財及びサービス	2,662,204千円	2,246,983千円
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	44,132 〃	46,746 〃
顧客との契約から生じる収益	2,706,337千円	2,293,730千円
その他の収益	－千円	－千円
外部顧客への売上高	2,706,337千円	2,293,730千円

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）４．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。なお、当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	263,441千円	276,344千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	276,344 〃	182,388 〃
契約負債（期首残高）	76,869 〃	76,276 〃
契約負債（期末残高）	76,276 〃	83,333 〃

契約負債は、前受金、前受収益及びポイント制度に係るものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、40,451千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が１年以内の契約について注記の対象に含めておりません。未充足の履行義務は、前事業年度76,276千円、当事業年

度83,333千円であります。当該履行義務は、前受金、前受収益及びポイント制度に係るものであり、期末日後１年以内に約50%、残り約50%がその後２年以内に収益として認識されると見込んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業は、車載電装品販売・取付けを行うナビ男くん事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自　2023年１月１日　至　2023年12月31日)

１．商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
オリックス自動車株式会社	644,420
株式会社デンソーソリューション	346,081

(注) １. 当社はナビ男くん事業のみの単一セグメントであるため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

当事業年度(自　2024年１月１日　至　2024年12月31日)

１．商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
オリックス自動車株式会社	335,858

(注) １. 当社はナビ男くん事業のみの単一セグメントであるため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自　2023年１月１日　至　2023年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自　2024年１月１日　至　2024年12月31日)
　該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
前事業年度(自　2023年１月１日　至　2023年12月31日)
　該当事項はありません。

当事業年度(自　2024年１月１日　至　2024年12月31日)
　該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
前事業年度(自　2023年１月１日　至　2023年12月31日)
　該当事項はありません。

当事業年度(自　2024年１月１日　至　2024年12月31日)
　該当事項はありません。

【関連当事者情報】
前事業年度(自　2023年１月１日　至　2023年12月31日)
　該当事項はありません。
当事業年度(自　2024年１月１日　至　2024年12月31日)
　該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　2023年１月１日 至　2023年12月31日）	当事業年度 （自　2024年１月１日 至　2024年12月31日）
１株当たり純資産額	1,852.93円	1,853.05円
１株当たり当期純利益	25.28円	6.32円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であるため、期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
２．当社は、2023年４月12日付で普通株式１株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。
３．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2023年１月１日 至　2023年12月31日）	当事業年度 （自　2024年１月１日 至　2024年12月31日）
当期純利益(千円)	6,851	1,744
普通株主に帰属しない金額(千円)	－	－
普通株式に係る当期純利益(千円)	6,851	1,744
普通株式の期中平均株式数(株)	271,000	276,033
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権２種類（新株予約権の株式数　30,367 株)。詳細は「第５【発行者の状況】１【株式等の状況】（２）【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	新株予約権２種類（新株予約権の株式数　30,097 株)。詳細は「第５【発行者の状況】１【株式等の状況】（２）【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2025年１月１日 至 2025年６月30日）

（中間損益計算書関係）

※１販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 （自　2025年１月１日 至　2025年６月30日）
給料及び手当	155,857千円
役員退職慰労金繰入額	156 〃
賞与引当金繰入額	37,170 〃
減価償却費	4,769 〃

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間(自　2025年１月１日　至　2025年６月30日)

１．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	１株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年３月28日 定時株主総会	普通株式	520	1.88	2024年12月31日	2025年３月31日	利益剰余金

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 （自 2025年１月１日 至 2025年６月30日）
現金及び預金	1,060,301千円
預入期間が３か月を超える定期預金	300,000 〃
現金及び現金同等物	760,301千円

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社の事業は、車載電装品販売・取付けを行うナビ男くん事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、ナビ男くん事業の単一セグメントでありますが、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 （自 2025年１月１日 至 2025年６月30日）
一時点で移転される財及びサービス	1,290,936千円
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	23,122 〃
顧客との契約から生じる収益	1,314,058千円
その他の収益	－千円
外部顧客への売上高	1,314,058千円

（１株当たり情報）

	当中間会計期間 （自 2025年１月１日 至 2025年６月30日）
１株当たり中間純利益	265.47円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であるため、期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。

２．１株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 （自 2025年１月１日 至 2025年６月30日）
中間純利益(千円)	73,534
普通株主に帰属しない金額(千円)	－
普通株式に係る中間純利益(千円)	73,534
普通株式の期中平均株式数(株)	277,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	－

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の１以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物	63,792	10,108	－	73,901	33,315	3,605	40,586
構築物	5,960	－	－	5,960	3,978	167	1,982
機械装置	500	－	－	500	149	53	350
車両運搬具	61,396	533	14,481	47,448	33,587	7,889	13,861
工具、器具及び備品	18,166	－	327	17,838	16,762	1,198	1,076
土地	148	－	－	148	－	－	148
有形固定資産計	149,965	10,642	14,808	145,798	87,792	12,915	58,006
長期前払費用	4,204	2,420	3,654	2,970	570	887	1,591

（注）１．当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

附属設備	関西ＣＳＢ高圧変電設備改修工事	3,630　千円
附属設備	北関東ＣＳＢ内装工事	1,070　〃
車両運搬具	トヨタ　タンクＸＳ	533　〃

２．当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

車両運搬具	デモカー　マツダ　ＣＸ-60	2,340　千円

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 （千円）	当期末残高 （千円）	利率 （%）	担保	償還期限
第８回私募債	2020年 ２月25日	50,000	50,000	0.1		2025年 ２月25日
合計	－	50,000	50,000 (50,000)	－	－	－

（注）１．「当期末残高」欄の（内書）は、１年内償還予定の金額であります。
２．貸借対照表日後５年内における１年ごとの償還予定額の総額

１年以内 （千円）	１年超２年以内 （千円）	２年超３年以内 （千円）	３年超４年以内 （千円）	４年超５年以内 （千円）
50,000	－	－	－	－

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 （千円）	当期末残高 （千円）	平均利率 （%）	返済期限
１年内返済予定の長期借入金	204	204	0.2	－
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く）	200,680	300,476	0.6	2027年６月 ～2028年３月
合計	200,884	300,680	－	－

（注）１．「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
２．長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く）の貸借対照表日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額

区分	１年超２年以内 （千円）	２年超３年以内 （千円）	３年超４年以内 （千円）	４年超５年以内 （千円）
長期借入金	204	300,204	68	－

【引当金明細表】

区分	当期首残高 （千円）	当期増加額 （千円）	当期減少額 （目的使用） （千円）	当期減少額 （その他） （千円）	当期末残高 （千円）
貸倒引当金	200	－	－	200	－
賞与引当金	26,780	29,678	26,780	－	29,678
役員退職慰労引当金	1,066	110	－	－	1,176

（注）貸倒引当金の「当期減少額（その他）」欄の金額は、債権回収による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の１以下であるため、財務諸表等規則第125条の２の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	686
預金	
当座預金	485,504
普通預金	183,316
小計	668,821
合計	669,508

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
オリックス自動車株式会社	26,569
クラリオンライフサイクルソリューションズ株式会社	20,412
株式会社バルコムモータース	13,795
株式会社モトーレン埼玉	8,148
株式会社モトーレンレピオ	5,331
その他	108,130
合計	182,388

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)}\times 100$	滞留期間(日) $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{366}}$
276,344	2,521,956	2,615,912	182,388	93.5	33

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

ハ．商品

品目	金額(千円)
車載用電装品等	177,277
合計	177,277

ニ．貯蔵品

品目	金額(千円)
貯蔵品	
商品券等	818
切手	21
収入印紙	34
合計	873

② 流動負債

イ．買掛金

相手先	金額(千円)
アルパインマーケティング株式会社	22,276
セルスター工業株式会社	4,101
株式会社トリム	3,945
株式会社ネクストワン	3,408
フェデラルエクスプレスジャパン合同会社	3,320
その他	40,247
合計	77,297

ロ．未払費用

区分	金額(千円)
社会保険料	36,263
給与	33,739
労働保険料	3,566
その他	29,217
合計	102,787

ハ．契約負債

区分	金額(千円)
製品保証に係る前受収益	66,915
前受金	9,700
ポイント引当金	6,717
合計	83,333

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第７【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第８【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年１月１日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から３か月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	―
剰余金の配当の基準日	毎年６月30日、毎年12月31日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)１	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社　全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	―
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社　全国各支店(注)１
買取手数料	無料(注)２
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告により行うものとしております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とします。 当社の公告掲載は以下のとおりであります。 https://www.naviokun.com/index.html（ＵＲＬ）
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)１．当社株式は、ＴＯＫＹＯ　ＰＲＯ　Ｍａｒｋｅｔへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第１項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

２．単元未満株式の買取手数料は、当社株式がＴＯＫＹＯ　ＰＲＯ　Ｍａｒｋｅｔに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

３．当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

(1)会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2)取得請求権付株式の取得を請求する権利

(3)募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第１【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【株式公開情報】

第１【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数（株）	価格（単価）（円）	移動理由
2024年２月28日	アイテル株式会社	大阪市淀川区宮原４丁目３－12	－	アイテル株式会社従業員持株会	大阪市淀川区宮原４丁目３－12	特別利害関係者等（大株主上位10名）	6,000	11,460,000 (1,910) （注）３	経営参画への意識向上のため

（注）１．当社は、TOKYO PRO Marketへの上場を予定しております。株式会社東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同施行規則第106条の規定において、当社は上場日から５年間、新規上場申請日の直前事業年度（上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期日の翌日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう。）の末日（2024年12月31日）から起算して２年前の日（2023年１月１日）から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡（上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む。）を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容について記録を保存されるものとされております。

２．特別利害関係者等の範囲は以下のとおりであります。

（１）当社の特別利害関係者…役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員

（２）当社の大株主上位10名

（３）当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

（４）金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第８項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社

３．移動価格は、DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)、類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

４．2023年３月15日開催の取締役会決議に基づき、2023年４月12日付で普通株式１株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は株式分割後の「移動株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

第２【第三者割当等の概況】

１【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2023年５月22日	2023年５月22日
種類	第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行数	普通株式　9,500株	普通株式　21,321株
発行価格	１株につき1,910円 （注）３	１株につき1,910円 （注）３
資本組入額	955円	955円
発行価額の総額	18,145,000円	40,746,030円
資本組入額の総額	9,072,500円	20,373,015円
発行方法	2023年３月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2023年３月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。

保有期間等に関する確約	（注）２	（注）２

（注）１．第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下、「同取引所」という。）の定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例並びにその期間については以下のとおりであります。

(1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して１年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して１年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(3) 当社が、前２項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

(4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、2024年12月31日であります。

２．同施行規則第259条第１項第１号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

３．株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)、類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

４．新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
行使時の払込金額	１株につき 1,910円	１株につき 1,910円
行使期間	2025年５月20日から 2033年５月19日まで	2025年５月20日から 2033年５月19日まで
行使の条件	①　新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。 ②　新株予約権の割当てを受けた者は、当社の普通株式に係る株券が日本国内の証券取引所に上場された後１ヶ月の期間が経過するまで、新株予約権を行使することができない。 ③　その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。	①　新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社の関係会社の取締役、執行役、監査役または従業員であることを要する。ただし、当社もしくは当社の関係会社の取締役もしくは監査役が任期満了により退任した場合、当社もしくは当社関係会社の従業員が定年により退職した場合、または取締役会決議で特に承認した場合はこの限りではない。 ②　新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。 ③　新株予約権の割当てを受けた者は、当社の普通株式に係る株券が日本国内の証券取引所に上場された後１ヶ月の期間が経過するまで、新株予約権を行使することができない。 ④　その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

２　【取得者の概況】

第１回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
下高原　和典	兵庫県三田市	会社役員	5,000	9,550,000 （1,910）	特別利害関係者等 （大株主上位10名） （当社取締役）
倉田　昌彦	－	会社役員	1,500	2,865,000 （1,910）	特別利害関係者等 （当社取締役）
西村　渡	－	会社役員	1,000	1,910,000 （1,910）	特別利害関係者等 （当社取締役）
大門　吉俊	－	会社役員	1,000	1,910,000 （1,910）	特別利害関係者等 （当社取締役）
塩田　浩一	－	会社役員	1,000	1,910,000 （1,910）	特別利害関係者等 （当社取締役）

第２回新株予約権

当該新株予約権は、当社の従業員65名が新株予約権の取得者であり、総数19,845株が割り当てられております。

３　【取得者の株式等の移動状況】

「第１　特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

第３ 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
永田　尚　※１、２	大阪府吹田市	260,000	84.87%
下高原　和典　※１、３	兵庫県三田市	15,000 (5,000)	4.90% (1.63%)
アイテル従業員持株会　※１	大阪府大阪市	6,000	1.96%
内山　貴之　※１、４	大阪府大阪市此花区	3,100 (2,100)	1.01% (0.69%)
倉田　昌彦　※３	－	1,500 (1,500)	0.49% (0.49%)
－　※４	－	1,100 (1,100)	0.36% (0.33%)
西村　渡　※３	－	1,000 (1,000)	0.33% (0.33%)
大門　吉俊　※３	－	1,000 (1,000)	0.33% (0.33%)
塩田　浩一　※３	－	1,000 (1,000)	0.33% (0.33%)
－　※４	－	1,000 (1,000)	0.33% (0.33%)
－　※４	－	900 (900)	0.29% (0.29%)
－　※４	－	900 (900)	0.29% (0.29%)
－　※４	－	900 (900)	0.29% (0.29%)
－　※４	－	900 (900)	0.29% (0.29%)
－　※４	－	800 (800)	0.26% (0.26%)
－　※４	－	800 (800)	0.26% (0.26%)
－　※４	－	700 (700)	0.23% (0.23%)
－　※４	－	700 (700)	0.23% (0.23%)
－　※４	－	600 (600)	0.20% (0.20%)
－　※４	－	600 (600)	0.20% (0.20%)
－　※４	－	500 (500)	0.16% (0.16%)
－　※４	－	500 (500)	0.16% (0.16%)
－　※４	－	500 (500)	0.16% (0.16%)
－　※４	－	500 (500)	0.16% (0.16%)
－　※４	－	400 (400)	0.13% (0.13%)

― ※4	―	400 (400)	0.13% (0.13%)
― ※4	―	400 (400)	0.13% (0.13%)
― ※4	―	400 (400)	0.13% (0.13%)
― ※4	―	400 (400)	0.13% (0.13%)
― ※4	―	400 (400)	0.13% (0.13%)
― ※4	―	400 (400)	0.13% (0.13%)
― ※4	―	300 (300)	0.10% (0.10%)
― ※4	―	200 (200)	0.07% (0.07%)
― ※4	―	200 (200)	0.07% (0.07%)
― ※4	―	200 (200)	0.07% (0.07%)
― ※4	―	200 (200)	0.07% (0.07%)
― ※4	―	200 (200)	0.07% (0.07%)
― ※4	―	100 (100)	0.03% (0.03%)
― ※4	―	100 (100)	0.03% (0.03%)
― ※4	―	100 (100)	0.03% (0.03%)
― ※4	―	100 (100)	0.03% (0.03%)
― ※4	―	100 (100)	0.03% (0.03%)
― ※4	―	100 (100)	0.03% (0.03%)
その他　28名		1,045 (1,045)	0.34% (0.34%)
計	―	306,345 (29,345)	100.00% (9.58%)

（注）　1．「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

※1　特別利害関係者等（大株主上位10位）

※2　特別利害関係者等（当社代表取締役社長）

※3　特別利害関係者等（当社取締役）

※4　当社従業員

2．株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3．（　）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2025年10月10日

アイテル株式会社
取締役会　御中

ＯＡＧ監査法人
大阪府吹田市
指定社員
業務執行社員　公認会計士　今井基喜
指定社員
業務執行社員　公認会計士　橋本公成

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第５項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアイテル株式会社の2024年１月１日から2024年12月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイテル株式会社の2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2023年12月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、

監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年10月10日

アイテル株式会社
取締役会　御中

ＯＡＧ監査法人
大阪府吹田市
指定社員
業務執行社員　公認会計士　今井基喜
指定社員
業務執行社員　公認会計士　橋本公成

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規定の特例第110条第５項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアイテル株式会社の2025年１月１日から2025年12月31日までの第31期事業年度の中間会計期間（2025年１月１日から2025年６月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイテル株式会社の2025年６月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上